

上野原市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和8年3月

上 野 原 市

目次

第1章 計画策定の基本的考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画期間及び目標年度	2
第2章 市の現状	3
第1節 地域特性	3
1 位置・地勢	3
2 人口	4
3 産業	6
第2節 市の関連計画・関連事業	7
1 総合戦略	7
2 環境基本計画	8
第3章 ごみ処理の現況と課題	9
第1節 ごみ処理の区分と体制	9
1 ごみ処理フロー	9
2 収集・搬入の状況	10
第2節 ごみ処理の現況	12
1 ごみ排出量	12
2 処理施設の状況	14
第3節 ごみの組成	21
第4節 ごみ処理に係る経費	22
第5節 他自治体との比較	23
1 全国及び山梨県との比較	23
2 県内13市との比較	24
第6節 計画目標の達成状況	25
第7節 施策の実施状況	26
第8節 ごみ処理行政の動向	29
1 主な法律の制定	29
2 国の動き	29
3 山梨県の動き	30
4 広域的取組の推進	31
第9節 課題の抽出	32
1 ごみ排出抑制	32
2 水切りの励行、食品ロスの削減	32
3 指定袋制度と処理手数料の有料化の導入	32
4 剪定枝等の資源化	32
5 プラスチックの資源化	32

6	ごみ収集頻度の検討	33
7	効果的な啓発方法の検討	33
8	処理施設の老朽化への対応	33
9	広域化を見据えた分別区分の検討	33
第4章	ごみ処理基本計画	34
第1節	計画の基本方針	34
1	基本理念	34
2	基本目標	34
第2節	ごみの排出量の見込み	35
1	将来人口	35
2	ごみ排出量の見込み	36
第3節	数値目標	38
1	目標達成ケースの考え方	38
2	設定する指標と数値目標	39
第4節	目標達成時の推計	40
1	ごみ排出量の見込み（目標達成ケース）	40
第5節	目標達成のための施策	42
1	発生・排出抑制及び資源化計画	43
2	収集・運搬計画	46
3	中間処理計画	47
4	最終処分計画	47
5	その他の計画	48
第5章	計画の推進体制	49
第1節	計画の公開と周知	49
第2節	各主体の役割と連携	49
第3節	計画推進の進行管理と評価	49

第1章 計画策定の基本的考え方

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から脱却し、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用を通じて環境負荷を低減する「循環型社会」の形成を目指すことが明確にされました。その後も、「廃棄物処理法」の改正や「容器包装リサイクル法」をはじめとする各種リサイクル関連法の制定により制度の整備が進められ、近年では「食品ロス削減推進法」（令和元年施行）や「プラスチック資源循環法」（令和4年施行）が新たに施行され、法制度はさらに強化されています。

山梨県においては、令和3年3月に「第4次山梨県廃棄物総合計画」が策定されました。さらに現在、次期計画となる「第5次山梨県廃棄物総合計画」の策定が進められており、令和8年3月の策定が予定されています。

同計画では、2040年までに県が目指すべき姿である「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現を目的として、廃棄物の発生抑制や循環的利用、適正処理を総合的かつ計画的に推進する方針が示される見込みです。

本市では、平成28年3月に「上野原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）（以下「前計画」という。）を策定し、市民・事業者・行政の協働によるごみの減量と資源化を推進してきました。また、令和3年3月には中間見直しを行い、取組の点検と改善を図ってきました。

しかし、近年の社会情勢や制度の変化により、新たな課題が顕在化しています。例えば、ごみ排出量は減少傾向にあるものの、依然として県平均を上回る水準にあり、発生抑制を一層推進する必要があります。また、プラスチック資源循環法の施行を受け、容器包装だけでなく製品プラスチックを含めた資源化体制の構築が急務となっています。

加えて、指定袋制度導入と新施設稼働にあわせた有料化への移行の検討、老朽化が進む現行施設の維持管理、広域処理に伴う効率的な運搬体制や分別区分の見直しなど、多岐にわたる対応が求められています。

こうした背景を踏まえ、本市では、これまでの取組の成果と課題を検証しつつ、循環型社会の形成に向けた将来像を明確にし、持続可能なごみ処理体制を構築するため、新たに「上野原市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項においては、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない」と規定されています。一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき年度ごとに排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等を定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成されます。

本計画は、このうちの「一般廃棄物処理基本計画」に該当します。廃棄物処理法に基づく国の基本方針を踏まえるとともに、本市の上位計画である「上野原市みらい戦略 2025-2030」及び「第二次上

野原市環境基本計画」と整合を図りつつ、市政全体の施策と連動させて策定するものです。

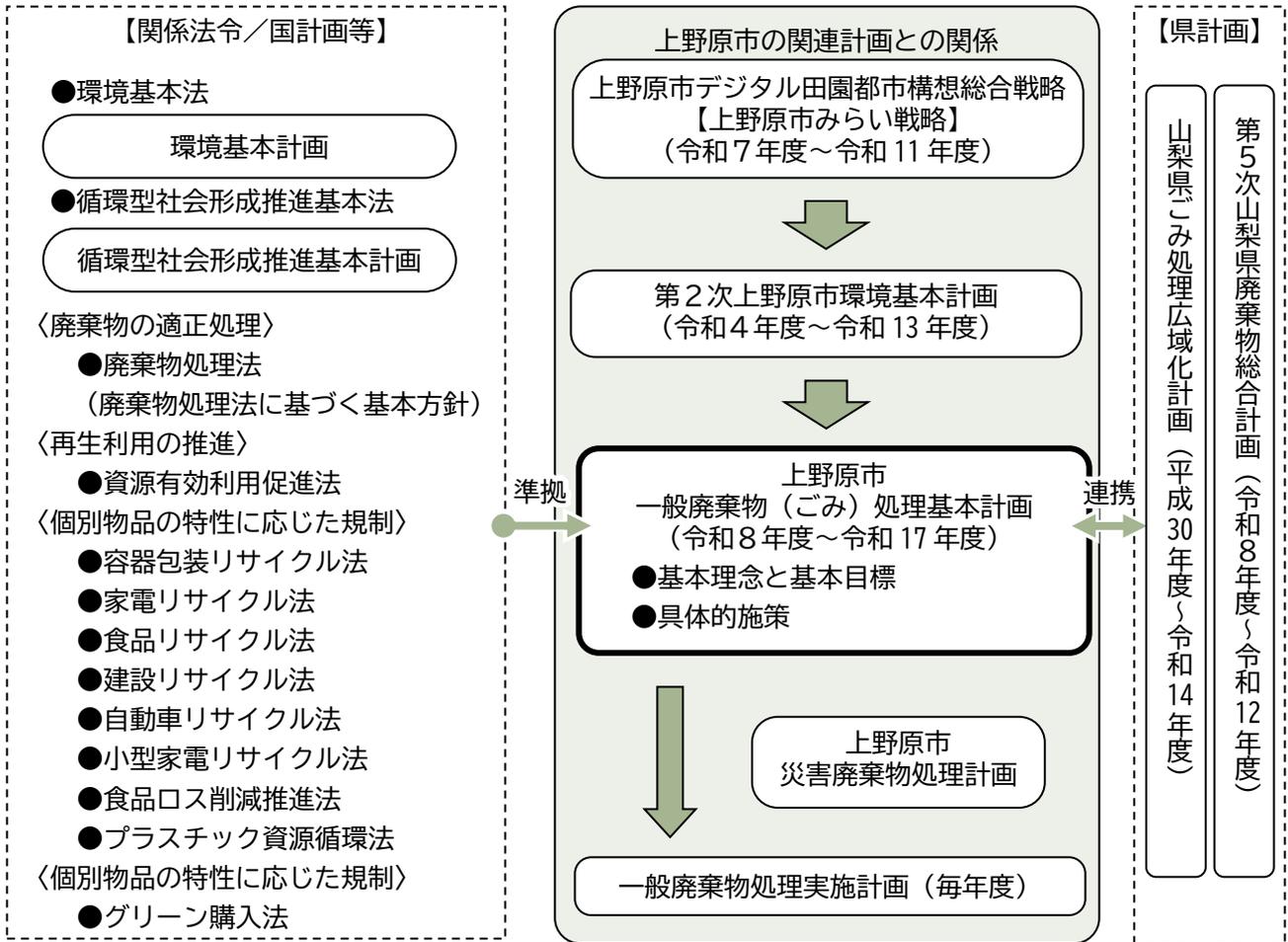


図1-2-1 本計画の位置付け

第3節 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。計画策定から5年後の令和12年度に見直しを行うほか、計画の前提条件に大きな変動が生じた場合にも見直しを行うものとします。

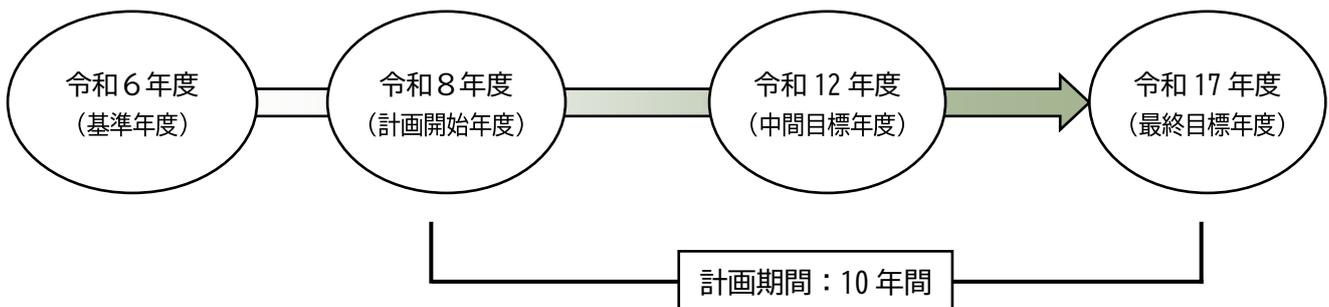


図1-3-1 計画の期間

第2章 市の現状

第1節 地域特性

1 位置・地勢

本市は、山梨県の最東部に位置しており、北は東京都及び小菅村、東は神奈川県、南は道志村、西は大月市及び都留市に接しています。面積は170.57㎢で、県土の約3.8%を占めています。土地利用の内訳では、「森林」が80.9%と大部分を占め、次いで「宅地」2.8%、「農用地」1.7%と続き、山林が広く分布する地勢が特徴です（「その他」11.9%を除く）。

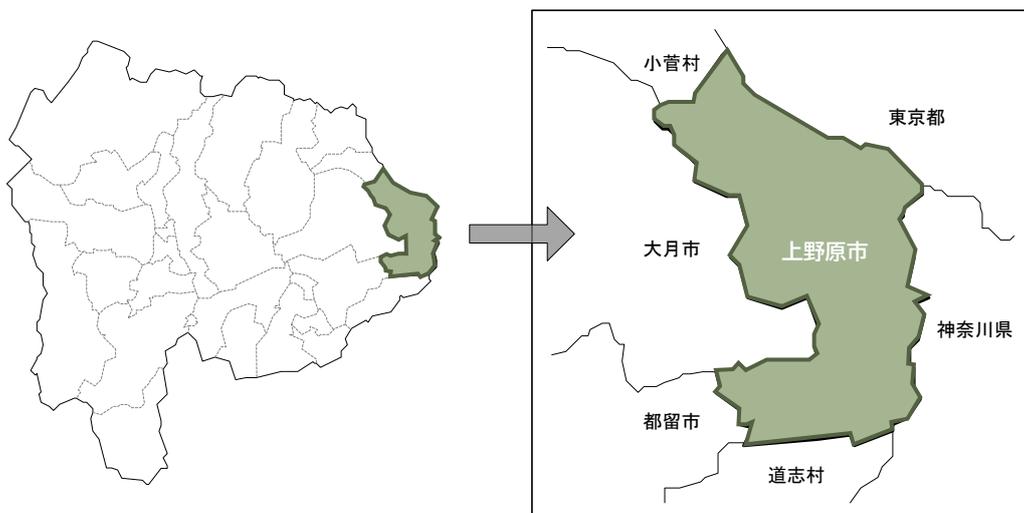
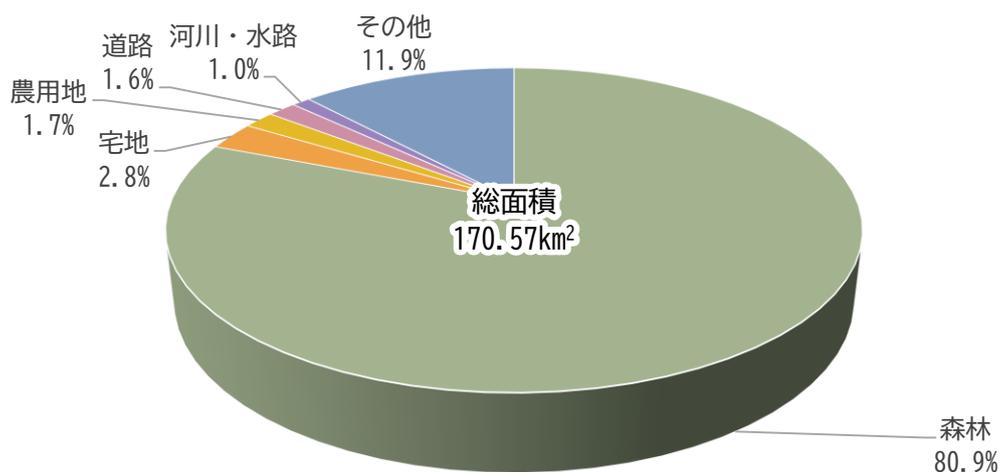


図2-1-1 上野原市の位置



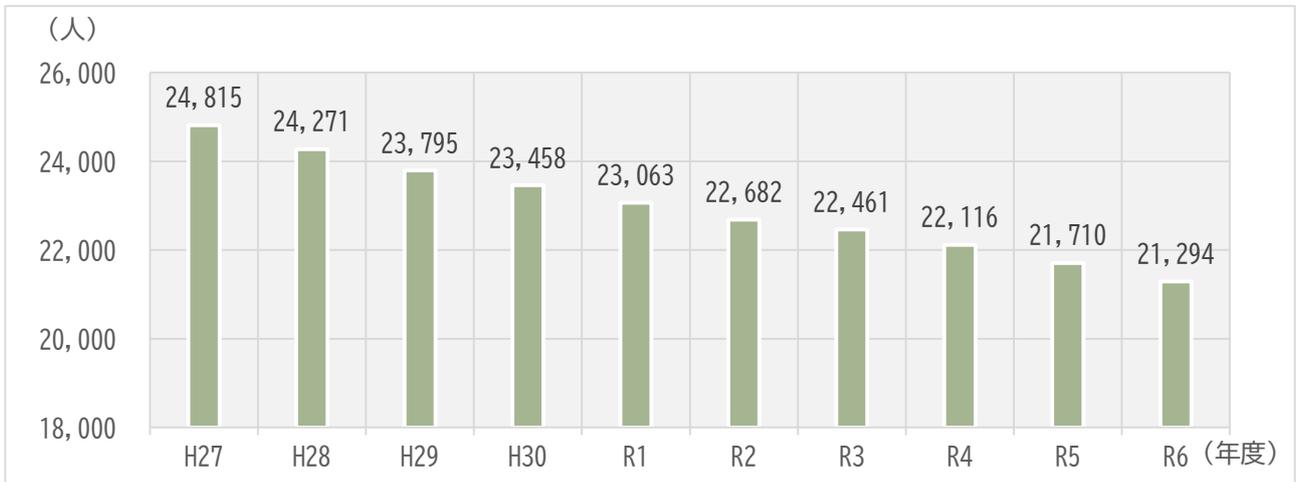
注)「固定資産税課税台帳に基づく地目別面積と市の総面積に乖離があるため、現況により近いと考えられる「第一次国土利用計画」(H27.3)に基づく面積割合を掲載しています。」

図2-1-2 土地利用の状況

2 人口

(1) 人口及び1世帯数当たり人員の推移

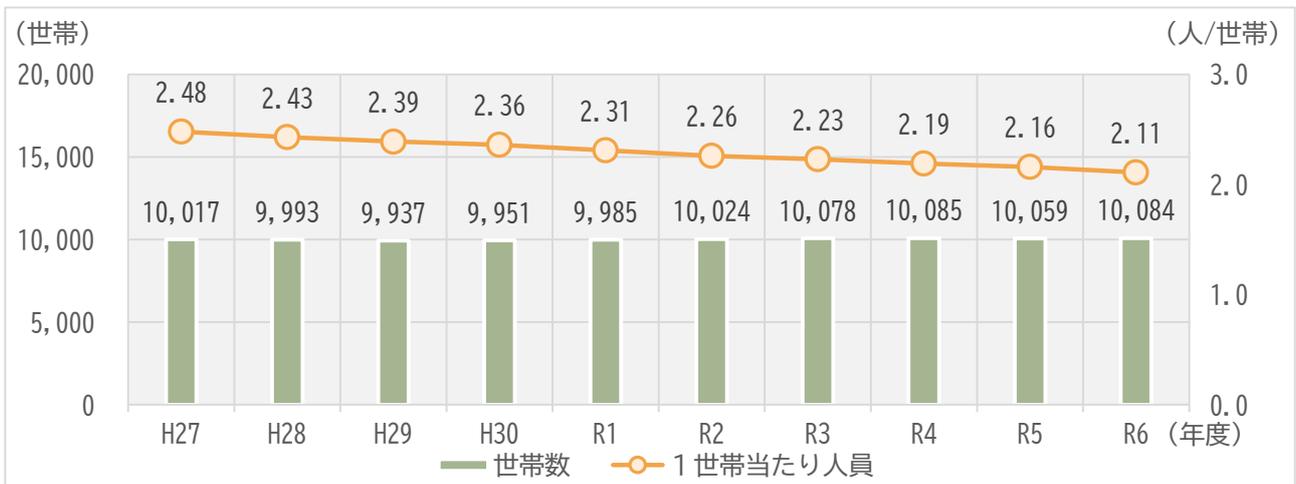
本市の人口は減少傾向にあり、令和6年10月1日現在、21,294人となっています。世帯構成も小規模化が進み、1世帯当たり人員は2.11人まで減少しています。



注) 各年10月1日現在。

出典: 「住民基本台帳」

図2-1-3 人口の推移



注) 各年10月1日現在。

出典: 「住民基本台帳」

図2-1-4 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

(2) 年齢階級別人口

人口構成を見ると、平成 27 年度時点では男性が 60 歳～64 歳、女性は 65 歳～69 歳がピークでしたが、令和 6 年には、そのピークが 70 歳～74 歳へ移動しています。この 10 年間で、出生数の減少と高齢化が進み、高齢者層の割合が一段と増える一方、若年層が減少しています。今後も 75 歳以上の高齢者の割合が増加することが予想され、高齢化の進展が継続する見込みです。

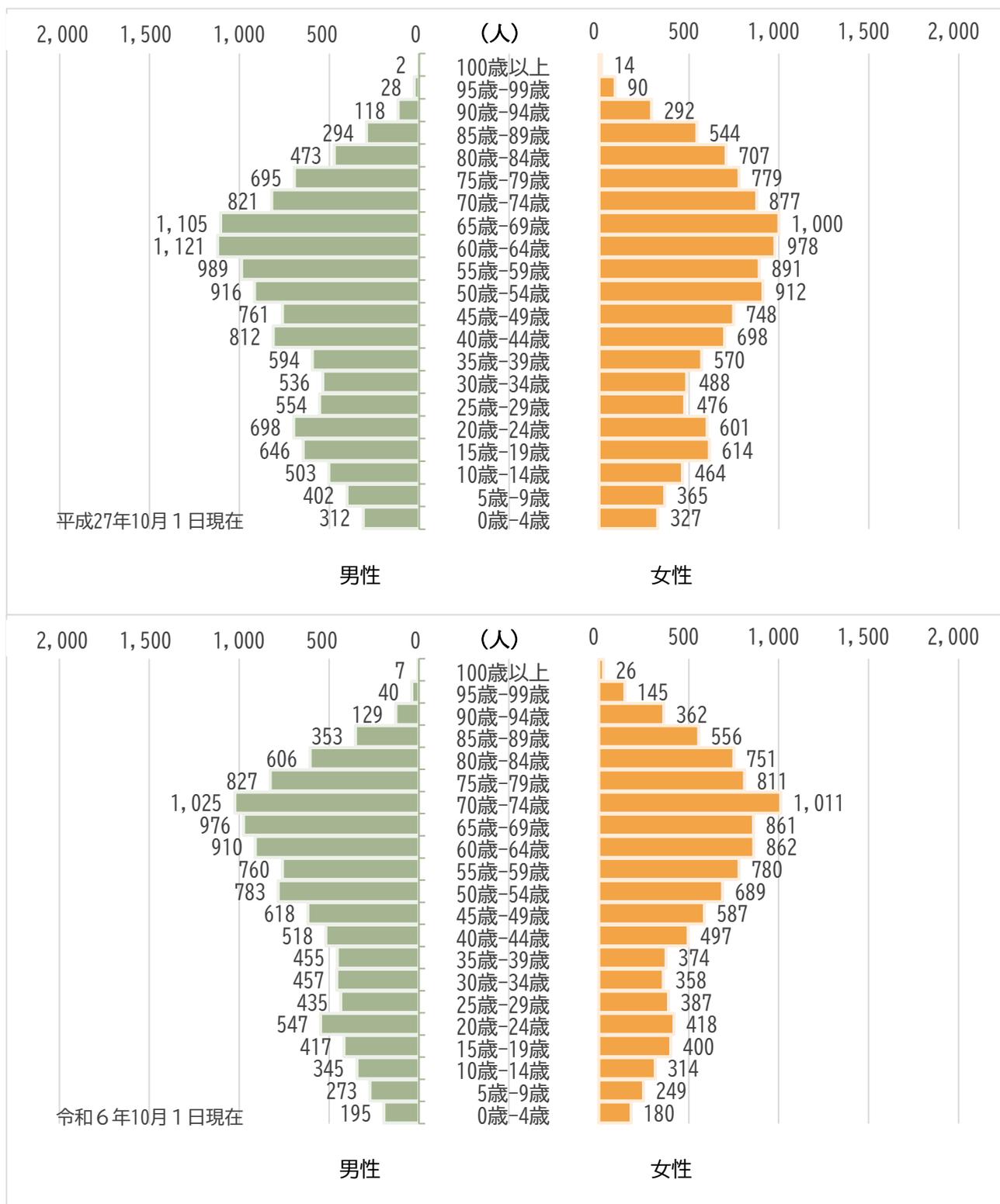


図2-1-5 年齢階級別人口の比較 (上：平成 27 年、下：令和 6 年)

3 産業

本市の令和3年の従業者数は9,854人、事業所数は1,093事業所であり、平成28年度と比較すると、従業者数は1.0%、事業所数は3.1%減少しています。

本市の従業者数は「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」「医療、福祉」が続きます。事業所数は「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」「建設業」が続きます。

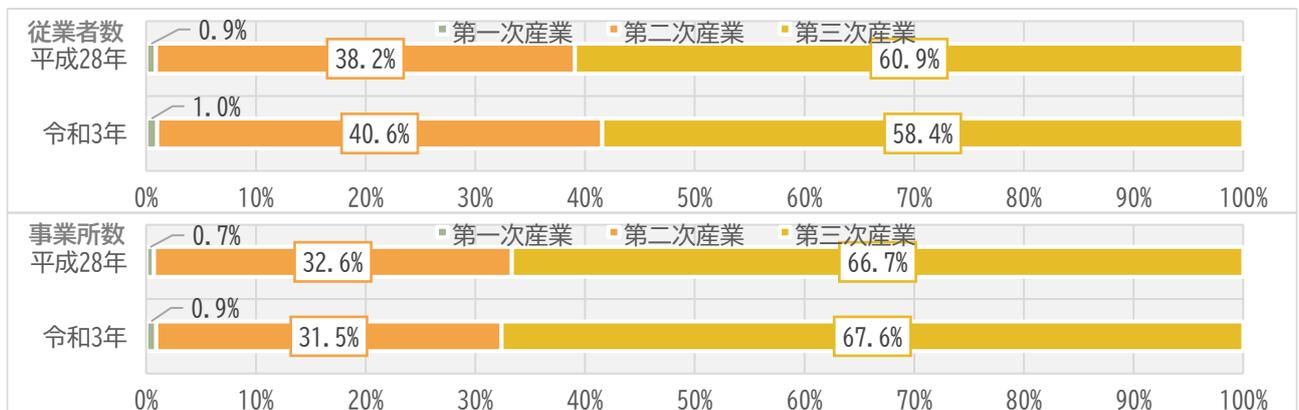
平成28年度と比較すると、従業者数では、「サービス業（他に分類されないもの）」が11.6%増加しました。一方で、「鉱業、採石業、砂利採取業」「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「複合サービス業」が10%以上減少しています。

事業所では、「農林業」「金融業、保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」「サービス業（他に分類されないもの）」が10%以上増加しました。一方で、「鉱業、採石業、砂利採取業」「卸売業、小売業」「複合サービス業」が10%以上減少しています。

表2-1-1 産業別従業者数及び事業所数

産業別大分類	平成28年		令和3年		対平成28年比	
	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数	事業所数
総数	9,958	1,128	9,854	1,093	▲1.0%	▲3.1%
第一次産業	89	8	97	10	9.0%	25.0%
農林漁業	89	8	97	10	9.0%	25.0%
第二次産業	3,801	368	3,999	344	5.2%	▲6.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	17	3	11	2	▲35.3%	▲33.3%
建設業	551	145	513	133	▲6.9%	▲8.3%
製造業	3,233	220	3,475	209	7.5%	▲5.0%
第三次産業	6,068	752	5,758	739	▲5.1%	▲1.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	7	2	—	—
情報通信業	21	3	18	4	▲14.3%	33.3%
運輸業、郵便業	272	25	289	28	6.3%	12.0%
卸売業、小売業	1,632	220	1,559	193	▲4.5%	▲12.3%
金融業、保険業	135	10	126	12	▲6.7%	20.0%
不動産業、物品賃貸業	268	131	269	122	0.4%	▲6.9%
学術研究、専門・技術サービス業	167	24	136	30	▲18.6%	25.0%
宿泊業、飲食サービス業	581	92	551	89	▲5.2%	▲3.3%
生活関連サービス業、娯楽業	679	87	568	86	▲16.3%	▲1.1%
教育、学習支援業	513	23	511	24	▲0.4%	4.3%
医療、福祉	1,272	59	1,223	63	▲3.9%	6.8%
複合サービス事業	243	22	183	15	▲24.7%	▲31.8%
サービス業(他に分類されないもの)	285	56	318	71	11.6%	26.8%

出典：「山梨県ホームページ（やまなしの統計）」



出典：「山梨県ホームページ（やまなしの統計）」

図2-1-6 産業別従業者数及び事業所数

第2節 市の関連計画・関連事業

1 総合戦略

本市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や山梨県「総合計画」の方向性を踏まえ、人口減少対策と持続的なまちづくりを進めるための指針として「上野原市デジタル田園都市構想総合戦略（上野原市みらい戦略）」を策定しています。

この戦略は、本市の最上位計画として、市民や地域団体、関係機関、民間事業者などとの協働を前提に、まち全体で進める総合的な取組の方向性を示すものです。

戦略は、現在の人口動向と2045年までの将来展望を示す「人口ビジョン」と、今後5年間に実施する具体的な施策・事業を整理した「総合戦略」の二つで構成されています。

ICT・デジタル技術の活用を軸に、少子化・人口減少対策、地域産業の活性化、生活の利便性向上など、地方創生に向けた重点施策を体系的にまとめています。

また、上野原市のブランドメッセージ「まだ、知らないだけ。」を基礎に、地域の魅力や強みを高め、「まち」「ひと」「しごと」を創出することで、将来にわたり選ばれるまちを目指す方針を示しています。

表2-2-1 上野原市みらい戦略の地域ビジョン

地域ビジョン 目指すべき 地域の将来像	上野原の資源の循環	都市部にも山村部にも近い特性を活かし、多様な主体がつながり、上野原の課題解決を行うことで、市内外に挑戦と応援の循環をつくる
	未知を	まだ知られていない上野原の資源（ヒト・モノ・コト）を「未知の資源＝ポテンシャル」と捉え未来へ挑む
	価値に	未知なる未来も挑戦（チャレンジ）という価値へ変える

2 環境基本計画

本市では、環境基本条例の理念を具現化するため、「第2次上野原市環境基本計画」を策定し、望ましい環境の将来像の実現に向けて取組を進めています。

本計画では、5つの基本方針を掲げ、ゼロカーボンシティの実現や、SDGsの環境分野に関連する目標の達成を念頭に、地球温暖化対策、循環型社会づくり、自然環境の保全など、環境施策を総合的に推進しています。

表2-2-2 環境基本計画の目指す環境像、基本方針、施策の方向

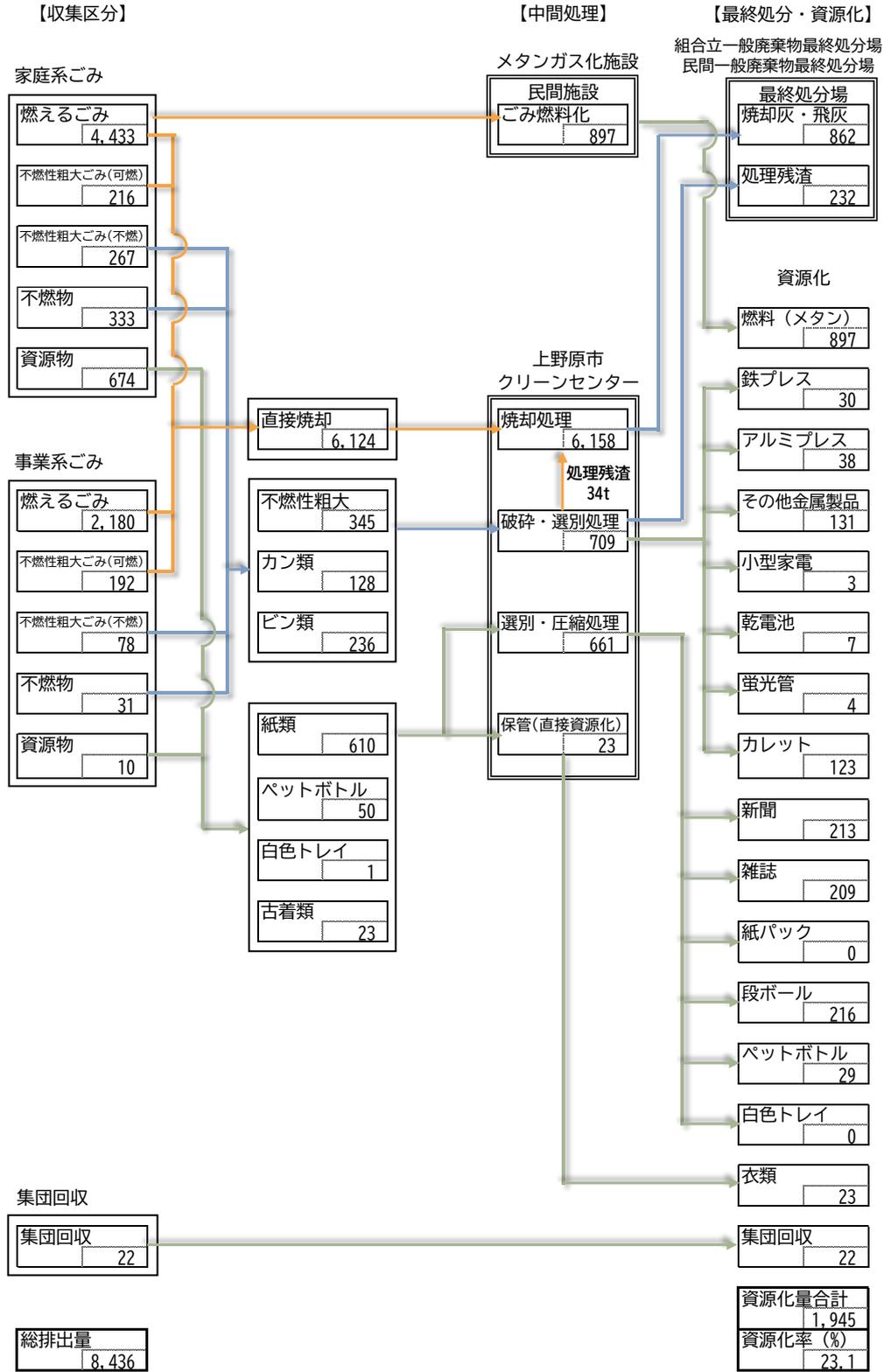
<p>環境基本条例に掲げる基本理念</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくように適切に行われなければならない。 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減すること、その他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。 3 地球環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。
<p>目指す環境像</p>	<p>「未来につなぐ」「心をつなぐ」人と自然が響き合う環境まちづくり都市・上野原</p>
<p>基本方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 脱炭素に向けた地球にやさしい社会の構築 【施策の方向】 ① 地球温暖化防止対策を推進する、② 省エネルギーの取り組みを徹底する、 ③ エネルギーの有効利用と地産地消を推進する 2 限りある資源を大切にした循環型社会の形成 【施策の方向】 ① ごみの排出量を抑制する、② ごみの再資源化を推進する、 ③ ごみを適正に処理する 3 美しい自然との共生 【施策の方向】 ① いきものや植物との共生を図る、② 身近な自然とふれあう、 ③ 森林・農地・河川を保全する 4 安全で快適に暮らせる環境づくりの推進 【施策の方向】 ① まちをきれいにする、② 公害の発生を未然に防ぐ、③ 河川や水を保全する 5 環境について学び、協働するまちづくりの推進 【施策の方向】 ① 環境について学び話し合う、② 協働による環境活動を展開する、 ③ 環境の情報を発信する

第3章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理の区分と体制

1 ごみ処理フロー

本市のごみ及び資源物は、以下の流れで処理しています。



注) ごみは各施設の搬入時及び搬出時にそれぞれ計量しているため、計量誤差により中間処理量と搬出量の合計が一致しない場合があります。

図3-1-1 令和6年度における本市起源のごみ及び資源物の処理フロー (単位:t)

2 収集・搬入の状況

(1) 生活系ごみ

一般家庭からは、燃えるごみ、カン類、ビン類、紙類に加え、令和7年4月からはペットボトルも集積所へ排出する方式となりました。

また、ペットボトルのほか、白色トレイや古着類は、市内の回収ボックス（拠点回収）に排出することができます。

不燃性粗大ごみについては、上野原市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）へ直接搬入する方法のほか、事前に電話予約を行うことで収集を依頼することもできます。

なお、一般家庭ごみについては、クリーンセンターへ直接搬入することも可能です。

表3-1-1 ごみの分別区分

分別区分	ごみの種類	排出方法	収集頻度	排出先
燃えるごみ	台所の生ごみ、枝葉・小枝・板切れ等、ゴム・皮革類、貝殻、洗剤・化粧品・衣料品等の容器類、発泡スチロール、少量のアルミ箔、紙おむつ、リサイクルできない紙クズ	中身の見える袋（透明・半透明）で出す	週2回 または 3回	集積所または クリーンセンター
カン類	缶詰、飲料缶類、スプレー缶、ライター・点火棒、鍋、フライパン、やかん、乾電池、菓子缶、その他の金属、一斗缶	中身の見える袋（透明・半透明）で出す	月2回	
ビン類	空きビン類、電球・蛍光灯、板・破損ガラス、せともの類	中身の見える袋（透明・半透明）で出す	月2回	
紙類	新聞紙、雑誌、紙パック、段ボール、雑がみ	種類ごと束ねてヒモで縛る	月2回	
ペットボトル	ペットボトル	中身の見える袋（透明・半透明）で出す	月2回	集積所、 拠点回収または クリーンセンター
白色トレイ	白色トレイ（有色トレイを除く）	異物を取り除き、洗った後乾かしてから出す	随時	拠点回収または クリーンセンター
古着類	背広、スーツ、ジャケット、ブルゾン、ジャンパー、コート、セーター等（冬物可）、スカート、ワンピース、ブラウス、ポロシャツ、デニムシャツ、ウールシャツ、Tシャツ、アロハシャツ、Gジャン、男女下着類、トレーニングウェア、ウインドブレーカー、着物、浴衣、帯等、皮製衣類、子供服全般、ズボン類全般、靴下、ネクタイ、マフラー、帽子、ニットキャップ、ハンカチ、ハンドタオル、バスタオル、タオルケット、バスマット、トイレマット、キッチンマット、カーテン、おむつカバー、ぬいぐるみ、バッグ類（ランドセル、スーツケース等は不可）	ビニール袋に入れて出す	随時	
インクカートリッジ	インクカートリッジ	—	随時	
不燃性粗大ごみ	掃除機、電子レンジ、炊飯器、扇風機、ストーブ、自転車、傘、電気毛布、ベッド、バットマットレス、ソファ、座椅子、健康器具、プラスチック製品（おもちゃ・CD・ビデオテープなど）、畳（切断していないもの）、木製家具（解体できないもの）、農業用ビニールシート（マルチ）、鍋・フライパン（木やプラスチック製の取手があるもの）、シュロの木など	粗大ごみごとに氏名を書いた紙等を貼って出す（要事前予約）	月2回 （予約制）	

注）令和8年3月現在

表3-1-2 市で収集しないごみ

分別区分	ごみの種類	排出先
パソコン	パソコン本体、付属品	宅配便回収 またはメーカー
特定家電品 (家電4品目)	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	販売店または 指定取引場所
二輪車	原動機付自転車、軽二輪、小型二輪	廃棄二輪車取扱店
建築廃材	コンクリート、ブロック、石、灰、レンガ、土砂などの建築廃材及び家屋の新築・改築により生じたごみ、大型木材、フェルト、庭石、物干し台(コンクリート製)、浄化槽など	工事を請け負った業者、廃棄物処理業者または購入先販売店
危険物	ガスボンベ、注射器、農薬、消火器、その他人体に影響がある製品、廃油、塗料など	
その他	自転車部品、オートバイ部品、タイヤ、バッテリー、農機具、ピアノ、業務用機器など	

(2) 事業系ごみ

ア 施設への搬入

事務所、飲食店等から排出される事業系一般廃棄物は、クリーンセンターへ直接搬入することができます。

イ 許可業者への委託

施設へ直接搬入できない場合は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集を委託することができます。

(3) 処理手数料

不燃性粗大ごみ及び事業系一般廃棄物については、搬入量に応じてごみ処理手数料を徴収しています。

表3-1-3 処理手数料

品目	区分	処理手数料	備考
不燃性粗大ごみ	予約・収集	410 円/10kg	家庭系ごみのみ
	直接搬入	360 円/10kg	家庭系ごみ・事業系ごみ共通
事業系一般廃棄物	直接搬入	240 円/10kg	

(4) ごみステーション設置費補助金制度

本市では、ごみの減量・資源化を推進し、住みよい生活環境を確保するため、新たにごみステーションを設置する地区及び団体を対象に、補助金制度を設けています。補助対象は区長が認めた団体で、補助額は設置費(消費税等を除く)の2分の1、上限20,000円としています。

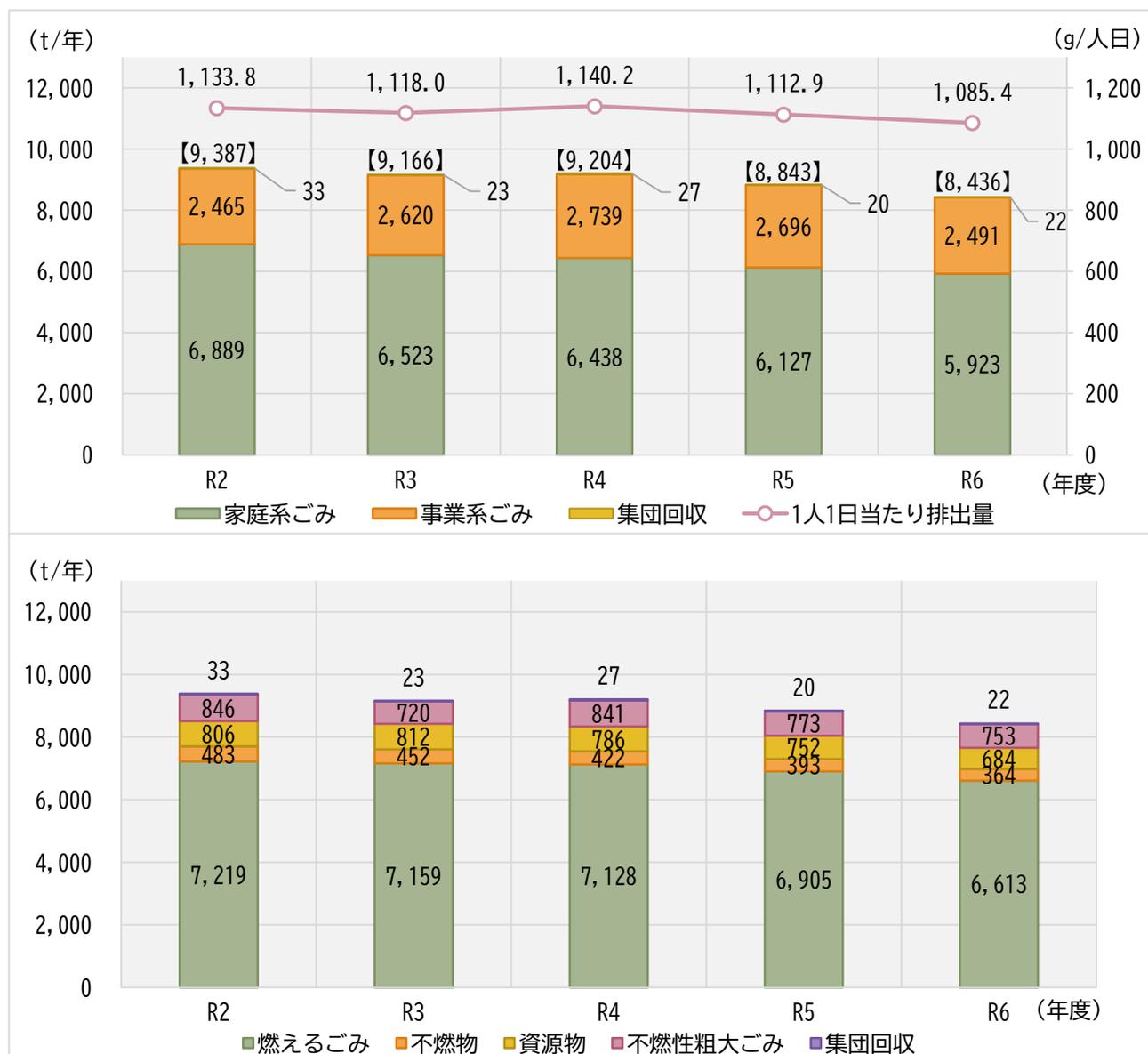
第2節 ごみ処理の現状

1 ごみ排出量

令和2年度から令和6年度にかけて、市全体の総排出量は減少傾向にあり、令和6年度は令和2年度より951t少ない8,436tとなっています。排出源別にみると、家庭系ごみ、事業系ごみのいずれも減少しています。この背景には人口減少に加え、令和5年度以降は、物価高により消費活動が抑制されたことが影響している可能性があります。

1人1日当たり排出量は、これまで1,100g/人・日程度で推移していましたが、令和6年度には、1,100g/人・日を下回り、1,085.4g/人・日となっています。

ごみの種類別にみると、燃えるごみ、不燃物、資源物、不燃性粗大ごみ、集団回収のいずれも減少傾向にあります。排出量の少ない集団回収を除くと、不燃物が24.6%、資源物が11.0%と大きく減少した一方で、燃えるごみは8.4%の減少にとどまっています。



【 】内は総排出量

注) 不燃物はカン類及びビン類の、資源物は紙類、ペットボトル、白色トレイ及び古着類の排出量の合計

図3-2-1 ごみ排出量の推移 (上図: 排出源別排出量、下図: 種類別排出量)

表3-2-1 ごみ排出量の推移

区分	単位	実績値					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
人口	人	22,682	22,461	22,116	21,710	21,294	
ごみ排出量	総排出量	t/年	9,387	9,166	9,204	8,843	8,436
	家庭系ごみ排出量	t/年	6,889	6,523	6,438	6,127	5,923
	収集量	t/年	6,211	5,964	5,818	5,505	5,295
	燃えるごみ	t/年	5,060	4,829	4,736	4,487	4,340
	カン類	t/年	152	139	130	121	115
	ビン類	t/年	249	236	222	205	192
	紙類	t/年	664	660	629	593	547
	ペットボトル	t/年	38	45	45	48	50
	白色トレイ	t/年	0	1	1	1	1
	古着類	t/年	19	24	26	22	23
	不燃性粗大ごみ	t/年	29	30	29	28	27
	可燃性粗大	t/年	0	0	0	0	0
	不燃性粗大	t/年	29	30	29	28	27
	直接搬入量	t/年	678	559	620	622	628
	燃えるごみ	t/年	81	93	90	103	93
	カン類	t/年	23	20	15	13	11
	ビン類	t/年	21	20	16	15	15
	紙類	t/年	51	49	53	65	53
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	0
	不燃性粗大ごみ	t/年	502	377	446	426	456
	可燃性粗大	t/年	228	146	180	174	216
	不燃性粗大	t/年	274	231	266	252	240
	集団回収量	t/年	33	23	27	20	22
	紙類	t/年	28	18	22	15	16
	ペットボトル	t/年	5	5	5	5	6
	事業系ごみ排出量	t/年	2,465	2,620	2,739	2,696	2,491
	収集量	t/年	2,043	2,205	2,322	2,275	2,174
	燃えるごみ	t/年	1,895	2,047	2,111	2,123	2,041
	カン類	t/年	1	2	1	1	1
	ビン類	t/年	23	24	25	28	26
	紙類	t/年	3	1	6	7	3
	不燃性粗大ごみ	t/年	121	131	179	116	103
	可燃性粗大	t/年	121	131	179	116	103
	不燃性粗大	t/年	0	0	0	0	0
	直接搬入量	t/年	422	415	417	421	317
	燃えるごみ	t/年	183	190	191	192	139
	カン類	t/年	5	2	1	2	1
	ビン類	t/年	9	9	12	8	3
	紙類	t/年	31	32	26	16	7
	不燃性粗大ごみ	t/年	194	182	187	203	167
	可燃性粗大	t/年	101	92	92	105	89
不燃性粗大	t/年	93	90	95	98	78	
1人1日当たり	総排出量	g/人・日	1,133.8	1,118.0	1,140.2	1,112.9	1,085.4
	家庭系ごみ排出量	g/人・日	832.1	795.7	797.5	771.1	762.1
	収集量	g/人・日	750.2	727.5	720.7	692.8	681.3
	直接搬入量	g/人・日	81.9	68.2	76.8	78.3	80.8
	家庭系ごみ排出量(資源除く)	g/人・日	738.9	700.6	704.1	679.3	675.3
	集団回収量	g/人・日	4.0	2.8	3.3	2.5	2.8
	事業系ごみ排出量	g/人・日	297.7	319.6	339.3	339.3	320.5
	収集量	g/人・日	246.8	269.0	287.6	286.3	279.7
	直接搬入量	g/人・日	51.0	50.6	51.7	53.0	40.8

注) 端数処理しているため、内訳とその合計が一致しないことがあります。

2 処理施設の状況

(1) 中間処理施設

ア 上野原市クリーンセンターの概要

本市で排出されたごみは、一度クリーンセンターに搬入されます。クリーンセンターは、次の3つの施設で構成され、ごみの種類に応じて適切な中間処理を行っています。

- ごみ焼却施設（燃えるごみ・可燃性粗大ごみの焼却処理）
- リサイクルプラザ（資源物の選別・減容・保管）
- 不燃物処理施設（カン類・不燃性粗大ごみ等の選別・破碎）

可燃ごみ（燃えるごみ及び可燃性粗大）は焼却処理を行い、カン類・ビン類・紙類を中心とする資源物・ペットボトル・白色トレイ、不燃性粗大ごみなどは、リサイクルプラザ及び不燃物処理施設で選別を行った上で、再資源化または適正処理しています。

なお、平成29年度からは、一部の燃えるごみについて民間委託による外部処理も併用しています。

また、可燃ごみ・カン類・ビン類・資源物等は委託業者による収集でクリーンセンターへ搬入され、小菅村および丹波山村で排出された可燃ごみ等についても広域的に受け入れています。不燃性粗大ごみについては、直接搬入または予約制収集により受け入れています。

表3-2-2 中間処理施設の概要

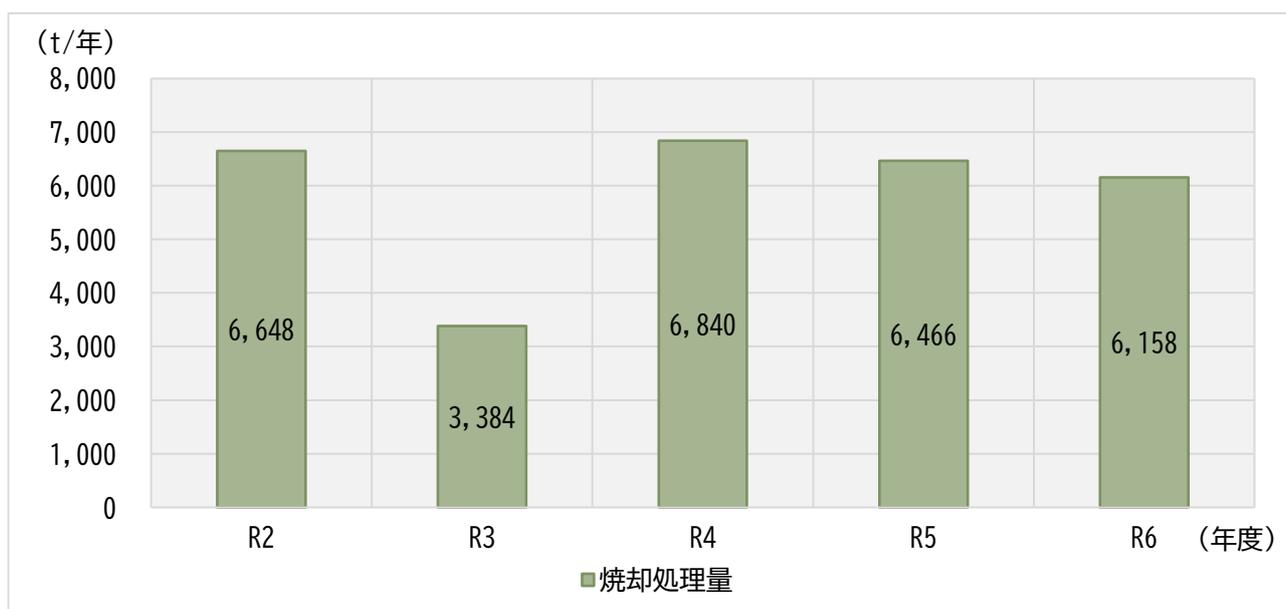
項目	内容
施設名称	上野原市クリーンセンター
事業主体名	上野原市
所在地	上野原市上野原 8344 番地
処理対象	可燃ごみ、可燃性処理残渣、し尿処理残渣（し尿夾雑物及び脱水污泥）
処理能力	40t/日(20t/8h×2炉)
設計・施工	川崎重工業株式会社
処理方式	ストーカ式焼却炉
受入供給方式	ピット・アンド・クレーン方式
燃焼ガス冷却設備	水噴射式
排ガス処理方式	乾式有害ガス除去装置（消石灰吹込）+ ろ過式集じん器
排水処理方式	プラント・生活排水：場内循環再利用無放流方式 ごみペット汚水：炉内噴霧蒸発酸化処理方式
通風方式	平衡通風方式
灰出設備	焼却灰：ピット・アンド・クレーン方式 ダスト：混練成型（セメント+薬品併用）固化方式
竣工年月	平成9年9月

イ ごみ焼却施設

ごみ焼却処理施設では、市内で排出された可燃ごみの大部分を焼却し、減量化と衛生処理を行っています。

焼却処理量は図3-2-2に示すとおりです。令和3年度に処理量が減少したのは、同年2月に火災が発生し、長期間稼働が停止したためです。

ごみ焼却処理施設は平成9年9月に竣工し、稼働から28年が経過しています。設備は老朽化が進み、補修や部品交換などの維持管理費の増大が見込まれる状況です。



注) 他村の可燃ごみ及び脱水污泥の焼却処理量は含まれていません。

図3-2-2 ごみ焼却処理量の推移

ウ リサイクルプラザ（資源化施設）

リサイクルプラザは、資源物の選別・保管を行う施設です。主な設備は次のとおりです。

○ビン類選別場及びストックヤード

色別に選別を行い、再資源化事業者へ搬出するまで保管します。

○ペットボトル減容機

搬入されたペットボトルを圧縮・減容し、輸送効率を高めています。

○資源物（紙類）及び白色トレイのストックヤード

集められた紙類や白色トレイを保管し、適正に搬出します。

エ 不燃物処理施設

不燃物処理施設では、不燃ごみ・カン類・不燃性粗大ごみ等の選別や破碎を行っています。主な設備は以下のとおりです。

○カン類選別機及びプレス機

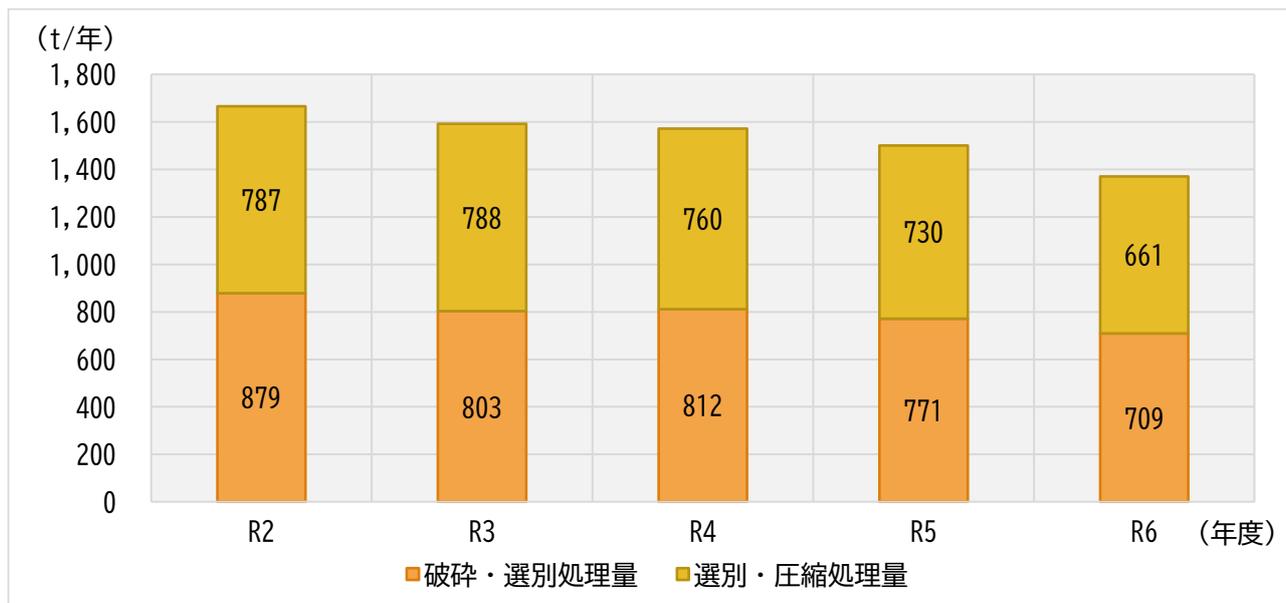
アルミ缶・スチール缶を材質ごとに選別し、プレス加工で減容化して保管します。

○ガラス・廃プラスチック破砕機

ガラスびん・ガラス陶磁器類、硬質系廃プラスチックなどを破砕し、最終処分に適した状態に処理します。

○不燃性粗大ごみ等の選別場

直接搬入された粗大ごみを手選別し、再資源化可能な品目を選別することで、最終処分量の削減を図っています。



注) 破砕・選別処理量に、他村のカン類及びビン類、官公庁起源の不燃性粗大の処理量は含まれていません。

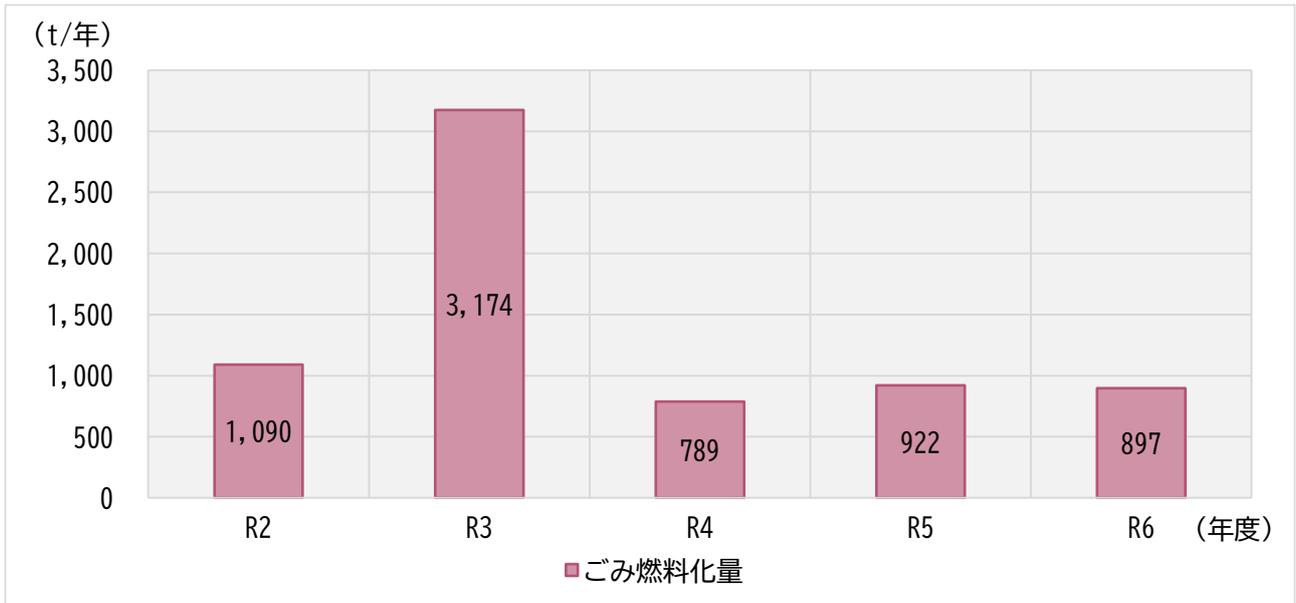
図3-2-3 リサイクルプラザ及び不燃物処理施設における処理量の推移

オ メタンガス化施設

本市では可燃ごみの一部及びし尿処理施設で発生する脱水汚泥の一部を、民間のメタンガス化施設へ搬出し、年間約1,000tを処理しています。

この施設では、食品廃棄物や紙ごみなどを発酵処理し、生成されるバイオマス発電燃料として利用しています。

ごみ燃料化量は図3-2-4に示すとおりですが、令和3年度にごみ燃料化量が増加しているのは、ごみ焼却施設の火災により処理できなかった可燃ごみを処理したためです。



注) 脱水污泥の処理量は含まれていません。

図3-2-4 メタン化施設における燃料化量の推移

(2) 資源化の状況

本市で発生する資源物は、施設内で選別・減容処理を行うものに限らず、処理を行わない品目も含めてすべて一度クリーンセンターに搬入されています。その後、品目ごとに再資源化事業者へ引き渡し、適正な資源化を図っています。

本市の資源化率は、直近の3年間で概ね22%~24%で推移しています。令和3年度については、ごみ焼却施設の火災による長期停止により、可燃ごみをメタンガス化施設へ搬出し資源化を図ったため、一時的に資源化率が増加しています。

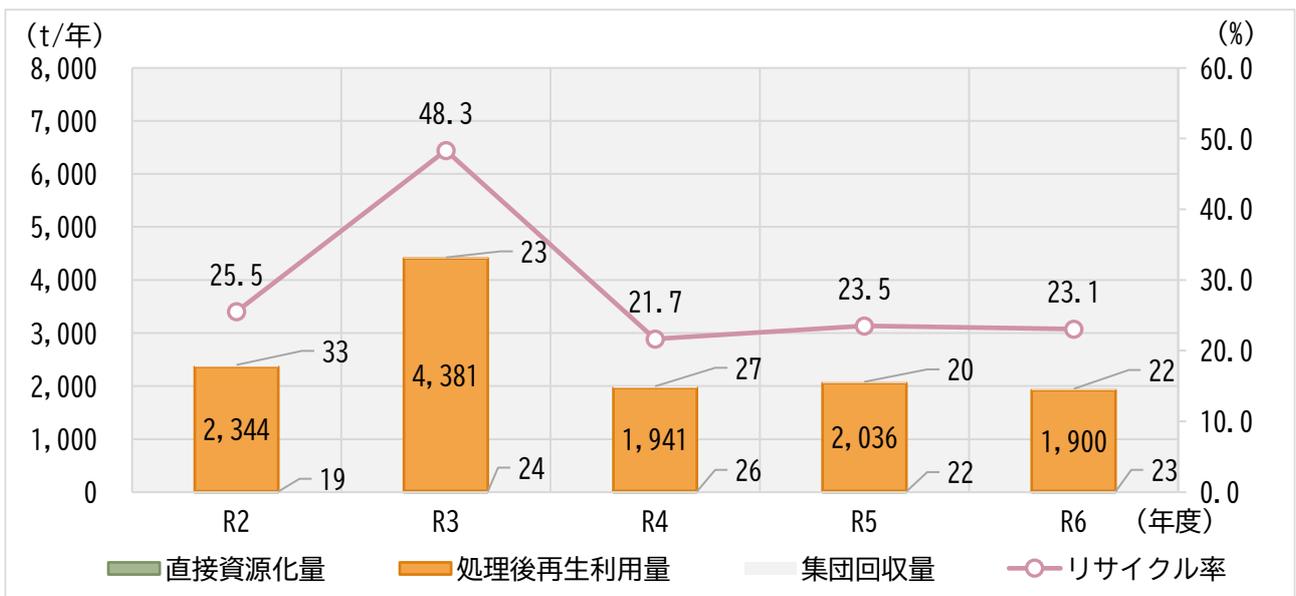


図3-2-5 資源化量及び資源化率の推移

表3-2-3 ごみ処理量・処分量の推移

区分	単位	実績値					
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
総排出量：①	t/年	9,387	9,166	9,204	8,843	8,436	
中間処理	中間処理量(A～Dの合計-a～gの合計) ^{注)}	t/年	9,335	9,119	9,151	8,801	8,391
	焼却処理 (A)	t/年	7,192	4,903	7,484	7,047	6,703
	焼却処理(本市ごみ起源)：②	t/年	6,648	3,384	6,840	6,466	6,158
	直接焼却量	t/年	6,579	3,310	6,790	6,378	6,124
	可燃ごみ	t/年	6,129	2,941	6,339	5,983	5,716
	可燃性粗大	t/年	450	369	451	395	408
	可燃ごみ(他村)の焼却(a)	t/年	281	275	277	270	262
	処理残渣の焼却 (b)	t/年	69	74	50	88	34
	脱水汚泥の焼却 (c)	t/年	263	200	367	311	283
	他施設への搬出	t/年	0	1,044	0	0	0
	1人1日当たりごみ焼却量(②/人口/日数)	g/人・日	803.0	412.8	847.3	813.8	792.3
	破碎・選別処理 (B)	t/年	929	854	859	816	767
	カン類	t/年	181	163	147	137	128
	ビン類	t/年	302	289	275	256	236
	不燃性粗大	t/年	396	351	390	378	345
	カン類(他村)(d)	t/年	6	6	6	5	5
	ビン類(他村)(e)	t/年	28	28	25	26	27
	不燃性粗大(官公庁)(f)	t/年	16	17	16	14	26
	選別・圧縮処理 (C)	t/年	787	788	760	730	661
	紙類	t/年	749	742	714	681	610
	ペットボトル	t/年	38	45	45	48	50
	白色トレイ	t/年	0	1	1	1	1
	ごみ燃料化(民間委託) (D)	t/年	1,199	3,344	815	958	973
可燃ごみ	t/年	1,090	3,174	789	922	897	
脱水汚泥(g)	t/年	109	170	26	36	76	
最終処分量	t/年	1,212	820	1,243	1,144	1,198	
最終処分量(本市ごみ起源)：③	t/年	1,115	724	1,135	1,043	1,094	
直接最終処分量	t/年	0	0	0	0	0	
残渣処分量	t/年	1,212	820	1,243	1,144	1,198	
焼却灰・飛灰	t/年	912	529	952	871	943	
うち本市ごみ起源	t/年	834	454	863	788	862	
不燃残渣(ガラス)	t/年	170	171	168	142	132	
うち本市ごみ起源	t/年	156	156	154	129	118	
不燃残渣(粗大)	t/年	130	120	123	131	123	
うち本市ごみ起源	t/年	125	114	118	126	114	
最終処分率(③/①)	%	11.9	7.9	12.3	11.8	13.0	

注) 中間処理量の合計は一次処理量の合計です。二次処理は含まれていません。

表3-2-4 資源化量の推移

区分	単位	実績値				
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総排出量：①	t/年	9,387	9,166	9,204	8,843	8,436
資源化量	t/年	2,478	4,502	2,054	2,140	1,973
資源化量（本市ごみ起源）：②	t/年	2,396	4,428	1,994	2,078	1,945
直接資源化量	t/年	19	24	26	22	23
衣類（古着等）	t/年	19	24	26	22	23
処理後再生利用量	t/年	2,426	4,455	2,001	2,098	1,928
破碎・選別処理	t/年	526	469	425	430	364
鉄プレス	t/年	59	51	40	42	31
うち本市ごみ起源	t/年	57	49	38	40	30
アルミプレス	t/年	47	46	43	44	40
うち本市ごみ起源	t/年	45	44	41	42	38
その他金属製品 ^{注1)}	t/年	186	143	138	143	141
うち本市ごみ起源	t/年	179	137	132	138	131
小型家電 ^{注2)}	t/年	6	8	5	4	3
乾電池	t/年	6	7	5	5	7
蛍光管	t/年	3	3	4	6	4
カレット(白)	t/年	66	58	51	56	54
うち本市ごみ起源	t/年	60	53	47	51	48
カレット(茶)	t/年	75	75	71	65	65
うち本市ごみ起源	t/年	69	68	65	59	58
カレット(その他)	t/年	21	29	30	25	19
うち本市ごみ起源	t/年	19	26	28	23	17
選別・圧縮処理	t/年	810	812	787	746	667
新聞	t/年	299	293	276	240	213
雑誌	t/年	201	191	200	223	209
紙パック	t/年	1	1	0	0	0
段ボール	t/年	291	297	282	249	216
ペットボトル	t/年	19	30	30	35	29
トレイ	t/年	0	0	0	0	0
ごみ燃料化	t/年	1,090	3,174	789	922	897
燃料	t/年	1,090	3,174	789	922	897
集団回収量	t/年	33	23	27	20	22
紙類	t/年	28	18	22	15	16
ペットボトル	t/年	5	5	5	5	6
リサイクル率（②/①）	%	25.5	48.3	21.7	23.5	23.1

注1) その他プレス、長物鉄、長物アルミ、その他アルミ

注2) 基盤類、コード類、電化製品雑品、モーター類

(3) 最終処分場

本市の最終処分は、山梨県市町村総合事務組合が管理する一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）及び民間最終処分場に委託し埋立を行っています。

埋立対象物は、ごみ焼却施設で発生する焼却灰・飛灰及び不燃物処理施設で発生する不燃性残渣（ガラス破碎物、不燃性粗大の選別残渣）です。

最終処分率は約12%～13%で推移しています。令和3年度は、ごみ焼却施設の火災により焼却量が大きく減少し、可燃ごみをメタンガス化施設で処理したことから、焼却灰等の発生量が減少し、最終処分率も一時的に低下しています。

表3-2-5 最終処分場の概要

項目	内容
施設名称	山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）
事業主体名	山梨県市町村総合事務組合
所在地	笛吹市境川町寺尾地内
埋立開始年	平成30年12月
埋立面積	28,570m ²
埋立容量	302,000m ³
埋立対象物	一般廃棄物：3品目（焼却灰、飛灰、不燃性残渣）

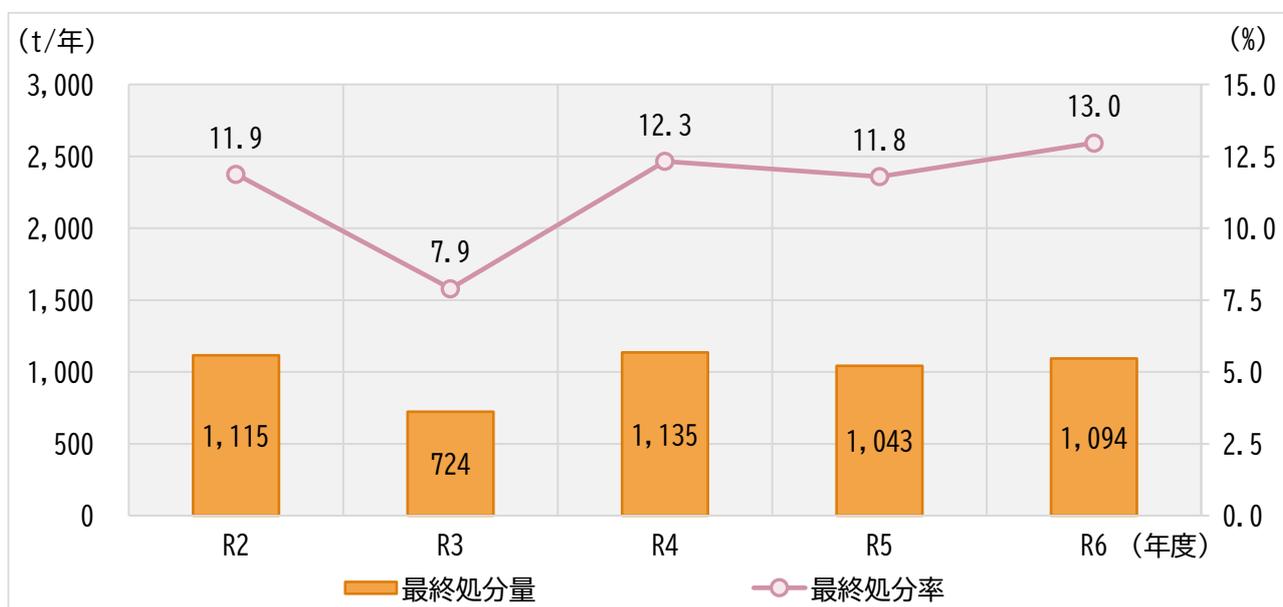


図3-2-6 最終処分量及び最終処分率の推移

第3節 ごみの組成

本市の可燃物を焼却している上野原市クリーンセンターの令和6年度のごみ組成をみると、「紙類・布類」が44.2%と最も割合が高く、次いで「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が22.0%、「ちゅう芥類」が16.1%と続いています。

本市のごみは半分以上を水分が占め、過去5年間は50.7%~58.7%で推移しています。

表3-3-1 ごみ質分析結果の推移（上野原市クリーンセンター）

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乾きベース組成	紙・布類	%	33.8	51.5	49.0	43.9	44.2
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	30.4	23.8	22.8	30.9	22.0
	木、竹、わら類	%	6.3	13.7	11.5	4.1	9.5
	ちゅう芥類	%	21.3	6.6	12.7	17.5	16.1
	不燃物類	%	4.7	0.7	2.3	0.6	3.3
	その他	%	3.6	3.9	1.8	3.0	4.9
単位容積重量		kg/m ³	150	320	268	185	278
低位発熱量（実測値）		kJ/kg	8,725	7,085	8,025	8,075	7,875
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	6,700	5,980	7,248	5,675	6,838
三成分	水分	%	52.4	57.5	50.7	58.7	51.8
	可燃分	%	42.5	39.4	45.2	38.0	43.2
	灰分	%	5.2	3.2	4.1	3.4	5.0

注）乾きベース組成及び三成分については端数処理を行っているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

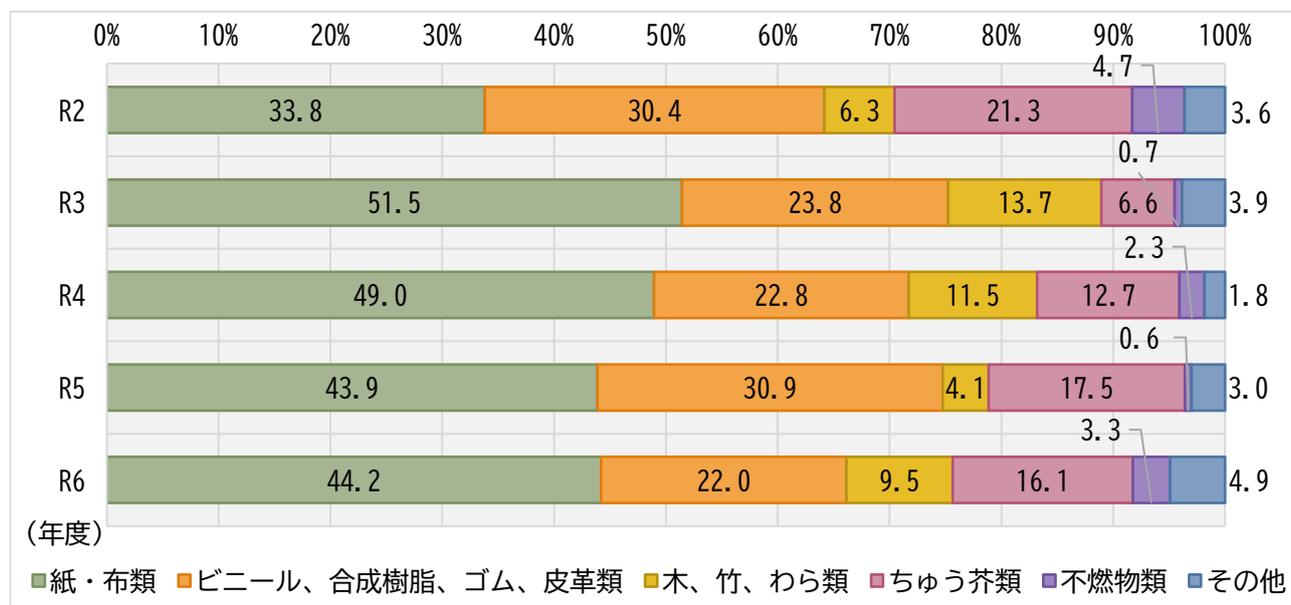


図3-3-1 可燃ごみの組成の推移（上野原市クリーンセンター）

第4節 ごみ処理に係る経費

令和3年度のごみ処理経費が高くなっていますが、これは令和3年2月に発生した上野原市クリーンセンターで火災が発生し、同年3月～9月までの間、外部委託によりごみ処理を行ったため、処理費用が増加したことによるものです。

ごみ処理経費は年々増加傾向にあり、令和6年度は約5億9千万円となっています。

令和6年度1tあたりのごみ処理経費は70,323円/t、1人あたりのごみ処理経費は27,860円/人となっています。

表3-4-1 ごみ処理経費の推移

単位：千円

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設費・改良費	0	2,866	52,140	57,470	27,883
うち組合分担金	0	1,433	26,070	28,735	27,883
処理及び維持管理費	481,009	752,630	446,736	482,108	565,090
うち組合分担金	34,546	25,209	23,504	16,420	34,305
その他	573	573	684	251	271
合計	481,582	756,069	499,560	539,829	593,244

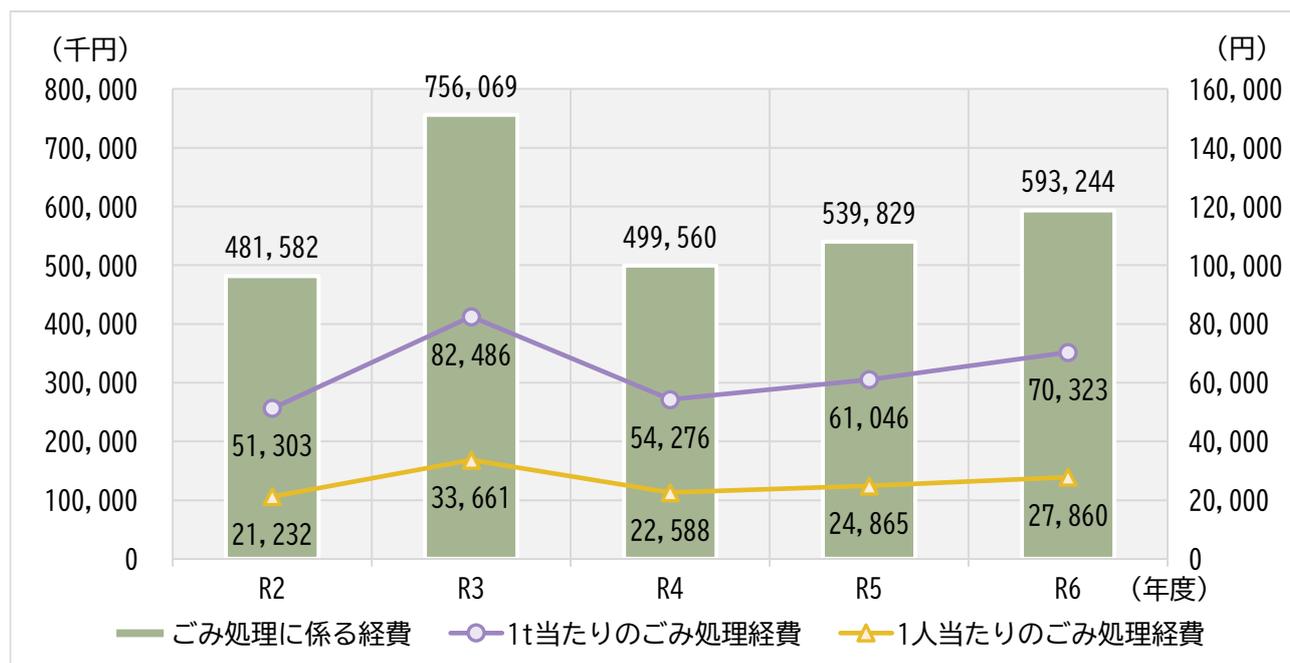


図3-4-1 ごみ処理経費の推移

第5節 他自治体との比較

1 全国及び山梨県との比較

山梨県は1人1日当たり排出量が全国平均より多く、上野原市はその中でもさらにごみが多くなっています。

令和5年度現在、1人1日当たり排出量は全国平均が851g、山梨県平均が926gとなっていますが、上野原市は1,113gであり、全国平均より262g、山梨県平均より187gが多い状況にあります。

一方、リサイクル率については、全国平均が19.5%、山梨県平均が15.6%、上野原市が23.5%で、全国平均より4.0ポイント、山梨県平均より7.9ポイント高い水準にあります。

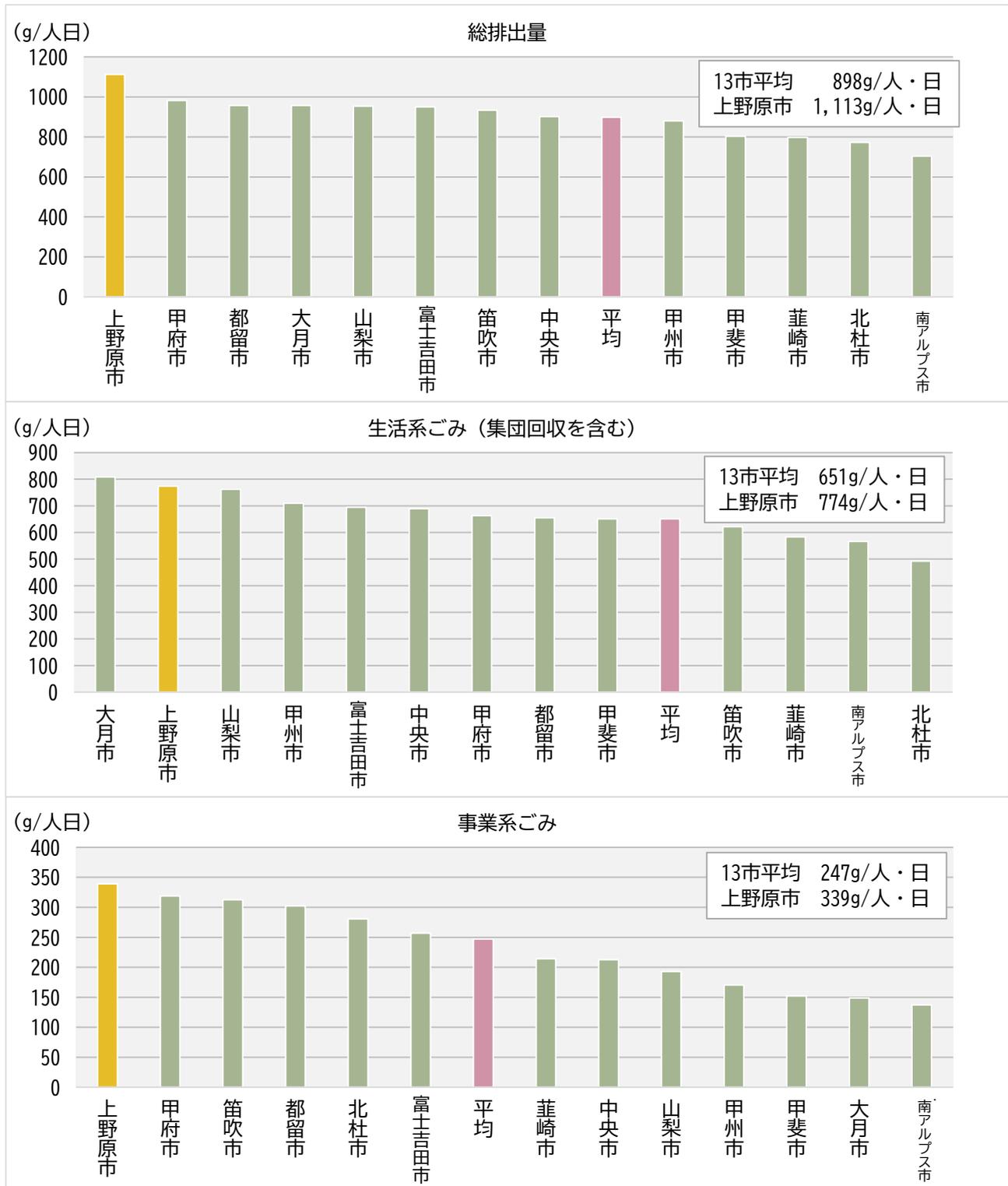
表3-5-1 全国及び山梨県との比較（令和5年度）

項目	単位	全国平均 ^{出典}	山梨県平均 ^{出典}	上野原市
1人1日当たり排出量	g/人・日	851	926	1,113
生活系（集団回収を含む）	g/人・日	592	657	774
事業系	g/人・日	259	269	339
リサイクル率	%	19.5	15.6	23.5

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省）

2 県内 13 市との比較

本市の 1 人 1 日当たり排出量は山梨県内の 13 市の中で最も多く、13 市の平均と比較して、200g 以上多い水準にあります。



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

図3-5-1 山梨県内 13 市との 1 人 1 日当たり排出量の比較 (令和 5 年度)

第6節 計画目標の達成状況

「ごみ発生総量」は全体として減少傾向にあり、令和6年度のごみ発生総量は8,436t（令和元年度比15.3%減少）で、数値目標を達成しています。

内訳をみると、「事業系ごみ」は14.7%減少し、数値目標を達成しています。一方、「家庭系ごみ」は15.8%減少して5,923tとなりましたが、数値目標には約300t届かず、未達成となっています。「家庭系ごみ1人1日当たり排出量」についても、令和元年度比で8.1%減の762.1g/人日となりましたが、こちらも数値目標には届いていません。

「家庭系ごみリサイクル率」は横ばいで推移し、数値目標は未達成となっています。ただし、令和元年度から令和6年度にかけてごみ発生総量が減少した一方で、資源化量は微減にとどまったため、「リサイクル率」自体は1.9ポイント上昇しています。

「最終処分量」については、焼却処理量が減少しているため（焼却処理量：8,055t/年(令和元年度)、6,703t/年(令和6年度))、令和元年度比18.2%減の1,198tとなっています。しかし、数値目標にはわずかに届かず、未達成となっています。

表3-6-1 数値目標の達成状況

項目	単位	令和元年度 (基準年度)	数値目標 (令和7年度)	令和6年度			達成 状況
				実績値	対令和元 年度比(%)	数値目標 との比(%)	
ごみ発生総量 (総排出量)	t/年	9,958	8,554	8,436	▲15.3	▲1.4	達成
家庭系ごみ	t/年	7,037	5,639	5,923	▲15.8	5.0	未達成
事業系ごみ	t/年	2,921	2,915	2,491	▲14.7	▲14.5	達成
一人1日当たりの 家庭系ごみ発生量	g/人日	829.0	739.0	762.1	▲8.1	3.1	未達成
家庭系ごみ リサイクル率	%	17.8	24.0	17.7	▲0.1 ^{注1)} ポイント	▲6.3 ^{注2)} ポイント	未達成
(参考)リサイクル率	%	21.2	—	23.1	1.9 ^{注1)} ポイント	—	—
最終処分量	t/年	1,464	1,135	1,198	▲18.2	5.6	未達成

注1) 令和6年度実績値と令和元年度実績値との差

注2) 令和6年度実績値と令和7年度数値目標との差

注3) 家庭系ごみリサイクル率は、家庭系ごみ排出量に占める、家庭から排出される資源ごみ（カン類、ビン類、紙類、ペットボトル、白色トレイ、古着類）の割合を示している。

注4) 令和元年度（基準年度）の実績値は前計画に記載のない「(参考)リサイクル率」を除き、前計画集計時の実績値を示している。

第7節 施策の実施状況

施策の実施状況を表3-7-1～表3-7-7に示します。

表3-7-1 発生・排出抑制及び資源化計画【啓発・教育・指導計画】

施策	実施状況等
(1)家庭ごみ・資源物収集予定表の充実	毎年「家庭ごみ・資源物収集予定表」を作成し、配布やホームページでの掲載を行っています。分別一覧表については未作成ですが、市民の分別理解を深めるため、他自治体の事例を参考に検討を進めていきます。
(2)ごみの発生・排出抑制やリサイクル意識の普及活動	生ごみ減量に関する補助制度や処理方法（コンポスト容器、電動生ごみ乾燥機、キエーロなど）をホームページで紹介し、啓発を行っています。広報誌や公式LINEでの情報発信も拡充し、イベントや講座を通じてリサイクル意識の向上に取り組んでいます。 広報誌での情報掲載回数 R3：2件、R4：3件、R5：4件、R6：6件
(3)家庭系ごみ分別精度向上の指導・啓発	収集予定表を市の回覧や窓口で配布し、転入者にも案内しています。広報誌や公式LINEを通じて情報発信を行い、分別精度の向上を図っています。
(4)環境教育の拡充	小学生の施設見学や、公民館事業での講座を実施しています。今後も出前授業などを通じて、学校や地域を対象とした環境教育を充実させていきます。
(5)処理費用の分かりやすいPR	市民1人当たりのごみ処理費用について、計画期間中は分かりやすい形での公表には至りませんでした。今後は広報誌やホームページを活用し、理解促進につながるPR方法を検討していきます。
(6)ごみ対策推進協議会の活用	一般廃棄物処理基本計画や分別収集の導入について協議し、実施してきました。今後は指定袋制度や収集日程の見直し、新たな収集品目の追加などを協議し、市民・事業者・行政が一体となってごみ減量に取り組める場を充実させていきます。
(7)住民・事業者・行政の協働	住民・事業者・行政が協働して、ごみ減量や資源化を推進しています。特に資源物の集団回収については、奨励金制度を通じた支援を継続しており、今後も各主体の連携と啓発活動により、協働の取組を充実させていきます。

表3-7-2 発生・排出抑制及び資源化計画【発生・排出抑制計画】

施策	実施状況等
(1)過剰包装自粛の強化	市では、事業者にも簡易包装を促し、市民にはマイバッグ利用や不要な包装の辞退を呼びかけてきました。今後は、協力店の拡大や啓発活動を通じて、市民・事業者双方の意識向上を図ります。
(2)家庭系ごみの有料化	家庭系ごみの有料化に向け、処理手数料や徴収方法などを検討してきました。現在は粗大ごみの直接搬入分の手数料見直しを予定し、令和9年度には指定ごみ袋制度を導入する予定です。今後は、市民説明や不法投棄対策を含め、段階的に制度を整えていきます。
(3)事業系ごみの費用負担の適正化	令和6年度から事業系ごみの処理手数料を改定し、実費との乖離を是正しました。これにより、事業者の責任明確化や公平性の確保、ごみ減量化や域外からの流入抑制を図ります。
(4)グリーン調達徹底	再生紙の使用や環境負荷の少ない物品調達を推進してきました。今後は庁内での方針徹底に加え、事業者や関係団体へも周知・啓発を行い、環境配慮型製品の普及を進めます。

表3-7-3 発生・排出抑制及び資源化計画【資源化計画】

施策	実施状況等
(1)生ごみ堆肥化の推進	家庭での生ごみ自家処理を促すため、生ごみ処理容器購入費の補助制度を継続し、ごみ減量と資源循環を進めています。
(2)資源化の指導	直接搬入時に資源化可能な品目があれば、分別・資源化を促す指導や啓発を行っています。
(3)資源物回収・拠点回収の促進	市ホームページやパンフレットを通じて、適正排出と拠点回収利用の啓発を継続しています。
(4)カン類・ビン類の分別収集の実施	カン類・ビン類の分別収集を継続し、再資源化を推進しています。
(5)施設内選別による資源化の実施	クリーンセンターでの選別・中間処理を通じた資源化を継続し、有効利用を図っています。
(6)容器包装プラスチックの分別収集の検討	容器包装を対象に、令和8年度から拠点回収、令和9年度から集積所収集を実施予定で、制度設計や体制整備を進めています。

表3-7-4 収集・運搬計画

施策	実施状況等
(1)容器包装廃棄物の分別収集の徹底	令和7年4月からペットボトルの集積所回収を開始し、雑がみ回収や小型家電・インクカートリッジ回収も進めています。これらの取組により、市民の利便性向上と資源化促進を図っています。
(2)運搬計画	ごみ収集は委託業者が二人一組で実施し、安全対策や教育を徹底しています。あわせて、有料化や広域化を見据え、効率的な収集体制やルートについて検討を進めています。
(3)ごみ出し困難者への収集支援	高齢化に伴い、ごみ出し困難世帯への支援が課題となっており、福祉部門と連携しながら支援の仕組みや運用方法の検討を進めています。

表3-7-5 中間処理計画

施策	実施状況等
(1)ごみ処理広域化を見据えたクリーンセンターの適正な維持管理	広域施設の稼働までの間、既存クリーンセンターで中間処理を継続するため、焼却炉等の補修・更新を含めた適正な維持管理を実施しています。
(2)ごみ処理広域化に向けた取り組み	富士・東部広域環境事務組合や構成市町村と連携し、広域施設整備や事務の共同化を進め、市民への説明や周知にも取り組んでいます。

表3-7-6 最終処分計画

施策	実施状況等
(1)最終処分量の削減	焼却灰や不燃物の最終処分量削減に向け、ごみの減量化・資源化を推進しており、分別徹底や排出抑制により一層の削減に努めています。
(2)最終処分先の維持	焼却灰等は県の「かいのくにエコパーク」に搬出するとともに、リスク分散のため民間委託も併用しています。今後も安定的かつ環境に配慮した処分体制を維持していきます。

表3-7-7 その他の計画

施策	実施状況等
(1)災害廃棄物対策	令和5年3月に「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に円滑かつ迅速な処理が可能となる体制を整備しました。今後も地域防災計画と連携し、計画の見直しや関係機関との協力強化を進めます。
(2)感染症流行時における事業継続	環境省ガイドラインを参考に感染防止策を周知し、職員や従事者の安全確保を図りました。感染拡大時にも安定的に業務を継続できる体制の整備を進めています。
(3)不法投棄の防止	看板設置や巡回パトロールを継続し、市民・自治会・事業者と連携して監視体制を強化しています。令和6年度は79件、3.7トン回収しており、周知啓発や土地管理の徹底により未然防止に努めています。
(4-1)適正処理困難物対策 (在宅医療廃棄物)	注射器や血液付着物は医療機関で回収し、専門業者が適正処理しています。今後も関係機関と連携し、徹底した管理に努めます。
(4-2)適正処理困難物対策 (特別管理一般廃棄物等)	ガスボンベや農薬等は市で回収せず、製造事業者や専門業者への引き渡しを基本としています。処理方法の案内や紹介、広報誌・ホームページでの周知、パトロールによる不法投棄防止に取り組んでいます。

第8節 ごみ処理行政の動向

1 主な法律の制定

(1) 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

本法律は、食品ロスの削減を進めるために、国や地方公共団体、事業者、消費者など各主体の責務を明確にし、食品ロス削減のための基本方針や施策の方向性を定めたものです。食品ロス対策を社会全体で推進するための基本的な枠組みとなっています。

【法の制定】

- ・令和元年5月に成立、同年10月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・国や他自治体と連携しつつ、地域の実情に応じた食品ロス削減施策を策定し、実施する責務があります。

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）

本法律は、プラスチック使用製品の廃棄物を取り巻く国内外の課題を踏まえ、資源循環を促進するために制定されたものです。製品設計段階でのプラスチック使用の合理化から、自治体による再商品化、事業者による自主回収・再資源化まで、ライフサイクル全体で資源循環を進める制度を整備し、環境保全と経済発展の両立を目指しています。

【法の制定】

- ・令和3年6月に成立、令和4年4月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・市町村は、区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めることとされています。
- ・都道府県及び市町村は、国の施策と整合を図りつつ、資源循環の促進に必要な取組を進めるよう努めることとされています。

2 国の動き

(1) 国の廃棄物処理の目標

国は「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、廃棄物・資源循環に関する政策を総合的・計画的に推進しています。令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を中心テーマとして掲げ、気候変動対策、生物多様性保全、産業競争力、地方創生など幅広い政策課題への貢献が示されています。

本計画は、循環型社会の実現に向けた政府全体の国家戦略と位置付けられ、以下の5つの重点分野（柱）を中心に、国が取り組むべき施策が整理されています。

【重点分野】

- 1 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- 2 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- 3 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- 4 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

計画では、これらの施策の進行状況を把握するため、「循環型社会の全体像に関する指標※¹」と「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標(重点分野別の指標※²)」が設定されています。

※1：10の指標が設定されており、物質フロー指標と取組指標から構成されています。

物質フロー指標：「資源生産性」「一人あたり天然資源消費量(マテリアルフットプリント)」「再生可能資源及び循環資源の投入割合」「入口側の循環利用率」「出口側の循環利用率」「最終処分量」

取組指標：「循環型社会ビジネスの市場規模」「循環型社会形成に関する国民の意識・行動」「循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量と廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量」「カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント」

※2：5つの柱(重点分野)ごとに、示されている方向性の達成状況を示す指標。

表3-8-1 第五次循環型社会形成推進基本計画の指標抜粋

指標	数値目標	目標年度
出口側の循環利用率 ^{注)}	約44%	2030年度
1人1日当たりごみ焼却量	約580g	2030年度

注) 循環利用量 / 廃棄物等発生量

3 山梨県の動き

(1) 山梨県廃棄物総合計画

山梨県では、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制、循環的利用および適正処理を総合的に推進するため、平成18年に「山梨県廃棄物総合計画」を策定して以降、社会情勢や国の方針の変化を踏まえながら計画の改定を重ねてきました。「第5次山梨県廃棄物総合計画」は、2040年に目指す姿である「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」の実現に寄与するため、引き続き廃棄物対策を総合的かつ計画的に進めることを目的として策定されたものです。

当該計画では、「廃棄物処理法」による国の基本方針を踏まえるとともに、県の上位計画や地域の実情との整合を図りながら、循環経済への移行を意識した新たな指針を示しています。

また、廃棄物を取り巻く本県の現状や課題、令和5年度時点での既存目標の達成状況、国の動向などを踏まえたうえで、県民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら取り組むことを前提に、計画期間である令和12年度における望ましい水準として数値目標を設定しています。これにより、廃棄物の発生抑制や再生利用を一層進め、持続可能な資源循環の実現を目指すものです。

表3-8-2 第5次山梨県廃棄物総合計画の数値目標

項目	基準年度	目標年度	増減量	増減
	令和5年度	令和12年度		
排出量	274千トン	259千トン	▲15千トン	▲5.5%
生活系ごみ	190千トン	180千トン	▲10千トン	▲5.3%
事業系ごみ	80千トン	76千トン	▲4千トン	▲5.0%
集団回収量	4千トン	3千トン	▲1千トン	▲25.0%
再生利用率	15.6%	16.0%	-	+0.4ポイント
最終処分量	19千トン	18千トン	▲1千トン	▲5.3%
一人一日当たりの家庭ごみの排出量	562g	532g	▲30g	▲5.3%
一人一日当たりのごみ焼却量	771g	678g	▲93g	▲12.1%

4 広域的取組の推進

(1) 山梨県の計画

山梨県では、一般廃棄物処理を広域のかつ効率的に進めるため、平成30年3月に平成30年度から15年間を対象とした「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定しています。この計画では、県内をAブロック（中巨摩・峡南・峡北地域）、Bブロック（富士北麓・東部地域）、Cブロック（甲府市・峡東地域）の3ブロックに区分し、各ブロック内で1施設に集約することを基本方針としています。

本市が属する富士北麓・東部地域はBブロックに該当し、構成市町村は富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村の4市2町6村です。

山梨県では、これまで2度の広域化計画の推進により、焼却施設を17施設から8施設へと集約してきました。Cブロックでは1施設への統合が完了し、Aブロック及びBブロックでも、施設の老朽化を背景に集約化に向けた検討が進められています。

ごみ処理の広域化は、循環型社会の形成に向けたリサイクル推進、最終処分量やダイオキシン類排出の削減、施設の適正規模化によるコスト縮減など、多くの効果が期待されます。県ではこれらの効果を踏まえ、各ブロックにおける市町村の連携を促し、効率的で持続可能な一般廃棄物処理体制の構築を引き続き推進する方針としています。

(2) 富士北麓・東部地域における広域化の状況

現在、Bブロック内のごみ処理は、富士吉田市、大月都留広域事務組合、上野原市及び山中湖村の4か所の焼却施設で行われ、リサイクル施設はそれぞれの焼却施設に併設されているほか、富士河口湖町でも稼働しています。また、粗大ごみ処理施設も富士河口湖町で運営されています。しかし、これらの施設は老朽化が進み、特に富士吉田市及び大月都留広域事務組合の施設は基幹的設備改良により延命化を図っているものの、概ね10年以内には新たな処理施設の稼働が必要となる見込みです。

こうした状況と山梨県ごみ処理広域化計画における「各ブロック1施設への集約」の方針を踏まえ、Bブロックの構成市町村では、これまで集約化と広域化の実現に向けて協議を重ねてきました。令和2年10月には「富士北麓・東部ブロックごみ処理広域化市町村長会議」において、西桂町内に新焼却施設を整備することが合意され、令和3年度には「富士北麓・東部地域広域化実施基本構想」を策定しました。

その後、広域化を共同事務として担う「富士・東部広域環境事務組合」（4市2町6村による一部事務組合）が令和4年2月1日に設立され、今後は同組合が整備する西桂町小沼の新施設へ処理を移行していく予定です。新施設は令和14年度の稼働を目指しています。

第9節 課題の抽出

1 ごみ排出抑制

ごみ排出量については、これまで減少傾向が続き、令和7年度の総排出量の数値目標については達成しています。しかし、1人1日当たりのごみ排出量は依然として県平均を大きく上回っている状況です。

引き続き、ごみの発生抑制を強力に推進していく必要があります。

2 水切りの励行、食品ロスの削減

本市の燃やすごみに含まれる水分量は50.7%~58.7%で推移し、県平均の45.6%※を大きく上回る水準です。水分の多くは家庭から排出される生ごみに由来します。水切りの徹底を呼びかけるとともに、食品ロス削減の取組をさらに強化し、ごみ質の改善と排出量削減を両立させることが求められます。

※県内焼却施設（8施設）の平均値（令和5年度の加重平均）

3 指定袋制度と処理手数料の有料化の導入

処理手数料の有料化は、家庭ごみの削減や費用負担の公平化、市民意識の向上に有効とされ、本市では令和3年6月に策定した「上野原市ごみ減量化計画」に基づき、処理手数料の設定や徴収方法、収益の使途、有料化導入のスケジュール等について検討を進めてきました。

現在は、家庭系粗大ごみの直接搬入分について、処理手数料の見直しを進めています。今後は、令和9年4月の指定袋導入※と令和14年度の新施設稼働にあわせた本格的な有料化※への移行に向け、料金設定や制度周知の方法を検討し、不法投棄や持ち込み増加への対応策を明確化するとともに、市民生活への影響や負担感を最小限にとどめ、理解と協力を得ながら円滑に導入することが課題です。

※令和9年度に導入予定の指定袋制度では、袋の価格にごみ処理手数料は含めず、製造・流通に係る費用のみを反映する予定としています。令和14年度以降は、これに処理手数料を上乗せした有料化制度へ、段階的に移行することを想定しています。

4 剪定枝等の資源化

市内で発生する剪定枝・葉（以下「剪定枝等」といいます。）については、現在、「燃えるごみ」として焼却処理しています。剪定枝等は重量があり、可燃ごみの中でも一定の割合を占めていることから、焼却量や処理負担の増加につながっています。

一方で、剪定枝等は破碎・堆肥化等により、堆肥や敷料、燃料チップなどとして再利用が可能な資源であり、資源化を進めることで循環利用の促進や焼却量の削減が期待できます。

今後は、剪定枝等の排出実態や処理コスト、市民の利便性等を踏まえながら、資源化に向けた具体的な手法や回収・処理体制について検討を進める必要があります。

5 プラスチックの資源化

「プラスチック資源循環法」の施行により、容器包装に加え製品プラスチックの資源化も求められています。本市では容器包装プラスチックを含めて可燃ごみとして焼却していましたが、令和8年4月から容器包装プラスチックの拠点回収を開始する予定です。その後、拠点回収の実績を踏ま

えつつ、早ければ令和9年度からは集積所での分別収集を開始することを検討しています。製品プラスチックの収集開始時期は現時点で確定していないものの、新施設の稼働が始まる令和14年度までには実施する方針です。

今後は制度設計や実施体制の整備を進めるとともに、国の制度趣旨に沿った資源循環の推進が必要です。特に「富士・東部広域環境事務組合」が整備する新施設では「循環型社会形成推進交付金」の活用が想定されており、その要件としてプラスチック資源化が位置づけられています。このため、地域計画の目標年度までにプラスチック資源の分別収集と処理体制を確実に構築し、円滑な資源化を実現することが課題です。

6 ごみ収集頻度の検討

燃えるごみの収集頻度は現在、地域によって週2回と週3回に分かれています。令和8年4月より市全体で週2回に統一するとともに、効率的かつ市民ニーズに即した収集体制のあり方を検討する必要があります。

7 効果的な啓発方法の検討

ごみの減量化を進めるうえでは、市民一人ひとりの協力が欠かせません。ライフスタイルを見直し、環境に配慮した行動を主体的に実践してもらうためには、ごみ処理に対する理解や関心を深めることが重要です。

そのため、広報誌や公式LINEなどを活用した効果的な情報発信に加え、学校や地域を対象とした環境教育の充実を図る必要があります。

また、分別精度の向上を目的とした具体的な啓発手法の検討や、世代を超えて参加できる学習機会の創出など、市民が継続的に関心を持てる仕組みづくりが求められます。

8 処理施設の老朽化への対応

上野原市クリーンセンターは平成9年に竣工してから25年以上が経過し、老朽化が進行しています。焼却施設、リサイクルプラザ、不燃物処理施設を備え、市のごみ処理を担ってきましたが、今後は「富士・東部広域環境事務組合」が整備する新施設に処理を移行する予定です。新施設は西桂町小沼に建設され、令和14年度の稼働を目指しています。それまでの間、安全かつ安定的な処理を維持するため、既存施設の維持管理を計画的に行うことが必要です。

9 広域化を見据えた分別区分の検討

山梨県の「ごみ処理広域化計画」では、Bブロックにある4つの焼却施設を1施設に統合する方針が示されています。上野原市もこの枠組みの中で処理を行うこととなりますが、新施設までの距離が長く運搬効率の低下が懸念されるため、中継施設の設置を含めて効率的な運搬体制を検討する必要があります。あわせて、広域化に伴って分別区分の見直しが不可欠となり、特にプラスチックの資源化を含めた新たな分別方法を、市民の分別負担とリサイクル効果の両立を図ることが課題です。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 計画の基本方針

1 基本理念

上野原市は、大都市圏に近接しながらも、豊かな森林や清流、里山の景観など、四季を通じて自然の恵みを感じられる環境に恵まれています。こうした自然は、市民の心の豊かさや地域のつながりを育む基盤であり、本市の大きな魅力です。

第2次上野原市環境基本計画で掲げる『未来につなぐ』『心をつなぐ』人と自然が響き合う環境まちづくり都市・上野原」の実現に向けて、廃棄物の適正処理と資源循環の推進は重要な柱の一つです。自然と人との共生を図りながら、限りある資源を有効に活用し、環境への負荷をできる限り低減していくことが求められています。

本市ではこれまでも、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の「3R」に加え、不要なものを受け取らない・買わないリフューズ、修理して長く使うリペアを加えた「5R運動」に取り組んできました。これらの取組を継続し、さらに効果的に推進していくことが、循環型社会の実現につながります。

また、廃棄物の減量化や再資源化の推進は、地球温暖化の抑制や脱炭素社会の構築にも寄与する取組です。市民一人ひとりが日々の生活の中で環境にやさしい行動を意識し、事業者や行政と協働して取り組むことで、地域全体として持続可能な社会を形成していくことができます。

本計画では、上野原の豊かな自然と調和した暮らしを守り、次世代へ引き継いでいくことを基本に、人と自然が響き合うまちづくりを進め、資源を大切に作る循環型社会の実現を目指します。

【基本理念】

人と自然が響き合い、資源を大切に未来へつなぐまち

2 基本目標

基本理念及び数値目標の実現に向け、具体的な行動指針となる基本目標1～3を以下のとおり定めます。

基本目標1 ごみの発生抑制と資源循環の推進

上野原市では、総排出量は減少傾向にあるものの、依然として1人1日当たり排出量は県平均を上回っています。ごみを出さないライフスタイルへの転換を促すため、使い捨ての抑制や詰替製品・マイバッグの利用促進、食品ロス削減、生ごみの水切り徹底など、日常生活に根ざした取組を強化します。さらに、指定袋制度や処理手数料の有料化を段階的に導入し、市民の意識向上と排出抑制を図ります。また、プラスチック資源の分別・資源化を進め、令和14年度の新施設稼働を見据えた持続可能な資源循環体制を構築します。

基本目標2 環境教育と協働による意識啓発の推進

ごみの減量や資源化の実現には、市民一人ひとりの理解と行動が不可欠です。広報誌や公式LINEなどの媒体を活用した情報発信に加え、学校教育・地域活動を通じた環境教育を充実させ、次世代へとつなげる意識啓発を推進します。また、分別精度の向上に向けた具体的な啓発手法の検討や、世代を超えて学び・参加できる機会を創出し、市民・事業者・行政が協働して取り組む体制を整えます。こうした継続的な学びと実践を通じて、循環型社会を支える人づくりを進めます。

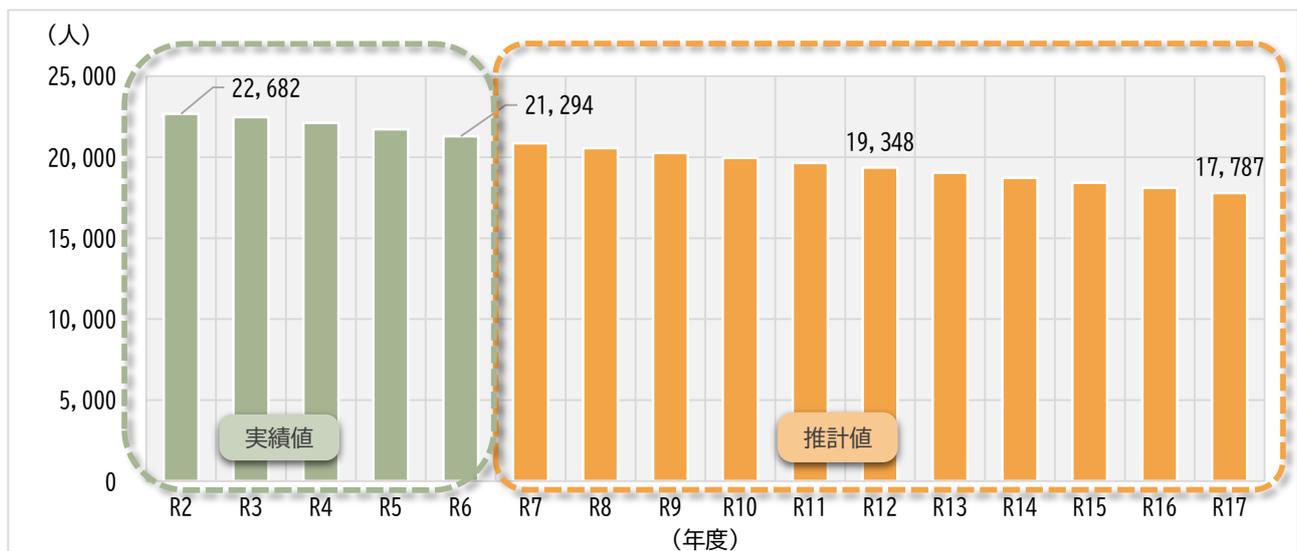
基本目標3 安定的で効率的なごみ処理体制の確立

ごみ処理施設の老朽化が進むなか、安全かつ安定的な処理を継続するため、既存施設の計画的な維持管理を行います。同時に、「富士・東部広域環境事務組合」が整備する新施設への円滑な移行を見据え、広域的な処理体制の確立と効率的な運搬方法を検討します。新施設でのプラスチック資源化や分別区分の見直しを進め、市民負担とリサイクル効果の両立を図ります。あわせて、災害時の廃棄物処理や不法投棄の防止にも配慮し、地域全体で安定したごみ処理体制を確立します。

第2節 ごみの排出量の見込み

1 将来人口

ごみ排出量の予測に使用する将来人口については、「上野原市みらい戦略 2025-2030 上野原市デジタル田園都市構想総合戦略」（令和7年3月）の推計結果を基に設定します。本計画の目標年度である令和17年度には、人口が17,787人となる見込みです。



注) 各年度10月1日現在。

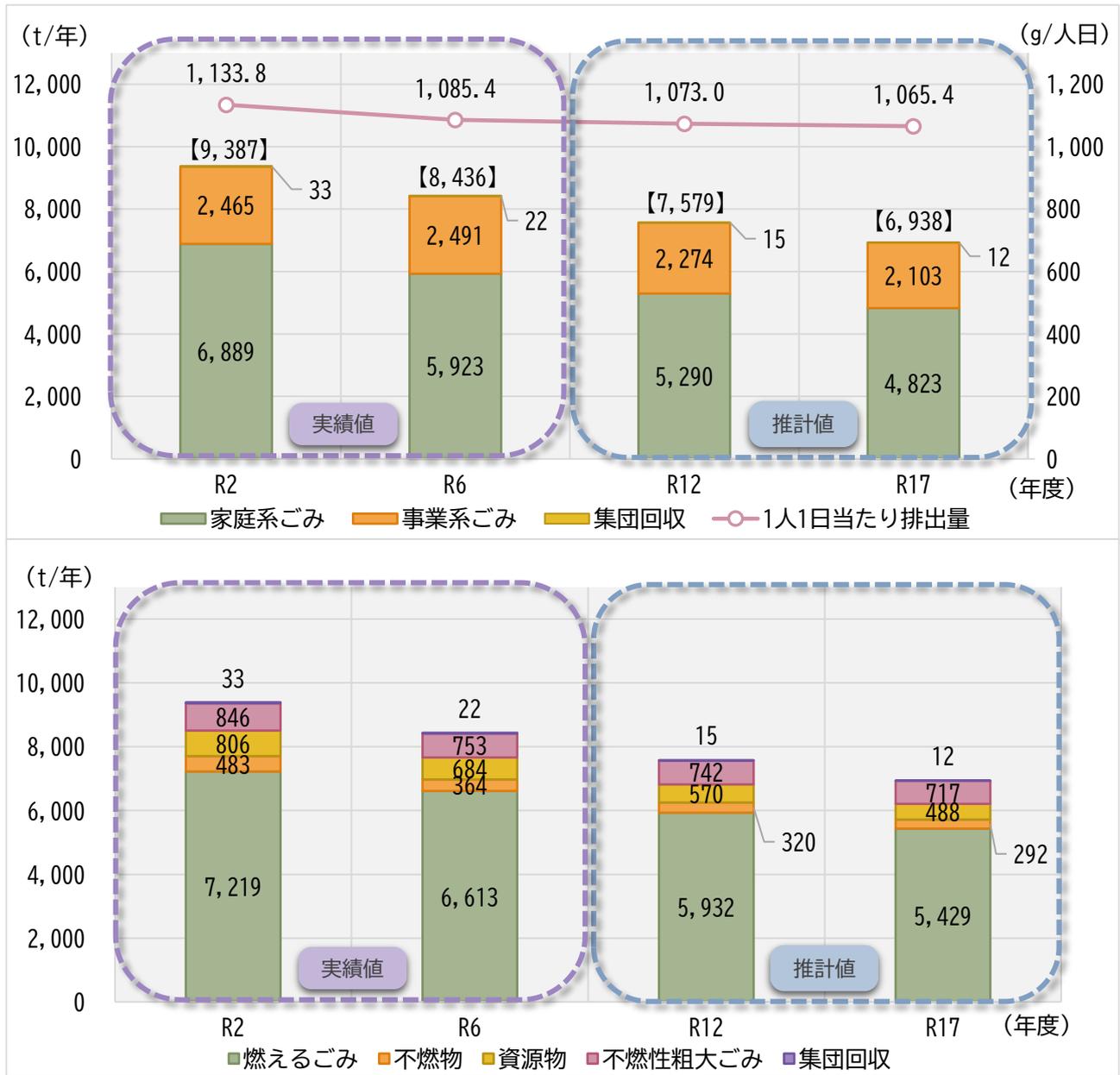
出典: 「上野原市みらい戦略 2025-2030 上野原市デジタル田園都市構想総合戦略」(令和7年3月)

図4-2-1 将来人口の推移

2 ごみ排出量の見込み

現状の取組をそのまま継続した場合※（以下「現状推移」といいます。）、1人1日当たり排出量の減少はわずかであるものの、人口減により総排出量は年々減少する見込みです。基準年度と比較すると、令和17年度には人口が3,507人（16.5%）減となるため、令和17年度の総排出量は1,498t減の6,938t/年（17.8%減）と推計されます。

※「現状推移」とは、現在実施している施策内容を変更せず、過去の動向が今後も続くと仮定して行う将来推計のことです。



【 】内は総排出量

注) 不燃物はカン類及びビン類の、資源物は紙類、ペットボトル、白色トレイ及び古着類の排出量の合計

図4-2-2 ごみ排出量の推移【現状推移ケース】（上図：排出源別排出量、下図：種類別排出量）

表4-2-1 ごみ排出量の推移（現状推移）

区分	単位	実績値		推計値			
		令和 2年度	令和 6年度	令和 12年度	令和 17年度		
人口	人	22,682	21,294	19,348	17,787		
ごみ排出量	総排出量	t/年	9,387	8,436	7,579	6,938	
	家庭系ごみ排出量	t/年	6,889	5,923	5,290	4,823	
	収集量	t/年	6,211	5,295	4,702	4,268	
	燃えるごみ	t/年	5,060	4,340	3,885	3,550	
	カン類	t/年	152	115	102	92	
	ビン類	t/年	249	192	165	148	
	紙類	t/年	664	547	445	374	
	ペットボトル	t/年	38	50	51	49	
	白色トレイ	t/年	0	1	1	1	
	プラスチック類	t/年	0	0	0	0	
	古着類	t/年	19	23	25	25	
	不燃性粗大ごみ	t/年	29	27	28	29	
	可燃性粗大	t/年	0	0	0	0	
	不燃性粗大	t/年	29	27	28	29	
	直接搬入量	t/年	678	628	588	555	
	燃えるごみ	t/年	81	93	83	76	
	カン類	t/年	23	11	10	10	
	ビン類	t/年	21	15	14	14	
	紙類	t/年	51	53	39	32	
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	
	不燃性粗大ごみ	t/年	502	456	442	423	
	可燃性粗大	t/年	228	216	208	198	
	不燃性粗大	t/年	274	240	234	225	
	集団回収量	t/年	33	22	15	12	
	紙類	t/年	28	16	10	7	
	ペットボトル	t/年	5	6	5	5	
	事業系ごみ排出量	t/年	2,465	2,491	2,274	2,103	
	収集量	t/年	2,043	2,174	1,979	1,828	
	燃えるごみ	t/年	1,895	2,041	1,845	1,697	
	カン類	t/年	1	1	1	1	
	ビン類	t/年	23	26	24	23	
	紙類	t/年	3	3	4	3	
	不燃性粗大ごみ	t/年	121	103	105	104	
	可燃性粗大	t/年	121	103	105	104	
	不燃性粗大	t/年	0	0	0	0	
	直接搬入量	t/年	422	317	295	275	
	燃えるごみ	t/年	183	139	119	106	
	カン類	t/年	5	1	1	1	
	ビン類	t/年	9	3	3	3	
	紙類	t/年	31	7	5	4	
	不燃性粗大ごみ	t/年	194	167	167	161	
	可燃性粗大	t/年	101	89	91	89	
	不燃性粗大	t/年	93	78	76	72	
	1人1日当たり	総排出量	g/人・日	1,133.8	1,085.4	1,073.0	1,065.4
		家庭系ごみ排出量	g/人・日	832.1	762.1	749.1	740.8
		収集量	g/人・日	750.2	681.3	665.8	655.7
		直接搬入量	g/人・日	81.9	80.8	83.3	85.1
	家庭系ごみ排出量(資源除く)	g/人・日	738.9	675.3	669.6	667.0	
	集団回収量	g/人・日	4.0	2.8	2.1	1.8	
	事業系ごみ排出量	g/人・日	297.7	320.5	321.9	322.7	
	収集量	g/人・日	246.8	279.7	280.2	280.6	
	直接搬入量	g/人・日	51.0	40.8	41.7	42.1	

注) 端数処理しているため、内訳とその合計が一致しないことがあります。

第3節 数値目標

1 目標達成ケースの考え方

実際に取り組を進めた場合である「目標達成ケース」の考え方（前提条件）を示します。

まず、家庭系の燃えるごみについては、食品ロス削減、生ごみの水切り、適切な分別排出など、市民の協力で進める身近な取組の積み重ねにより、原単位（1人1日当たりの排出量）が毎年0.5%ずつ減少するものとしています。同様に、事業所においても排出抑制や分別の徹底を促し、事業系の燃えるごみの原単位についても毎年0.5%減と設定しています。

次に、資源化の一層の推進として、現状では年間約1,000トンの燃えるごみを民間のメタンガス化施設で処理していますが、食品廃棄物等のバイオマス資源を一層活用するため、令和9年度からは搬出量を拡大するものとします。

さらに、プラスチック資源循環の推進として、令和8年度から「容器包装プラスチック」の拠点回収を開始します。また、令和14年度に新ごみ処理施設が稼働するタイミングで、ごみ処理手数料の有料化を導入するものとし、あわせてプラスチック資源循環促進法に沿って「製品プラスチック」の分別収集を開始するものとします。

これらの施策を段階的かつ一体的に進めることで、ごみの発生抑制、資源化率の向上、最終処分量の削減を図り、持続可能なごみ処理体制の構築を目指します。

表4-3-1 目標達成ケースにおける前提条件

項目	前提条件・設定内容	時期
家庭系ごみ（燃えるごみ）	・ 食品ロス削減、生ごみの水切り、適切な分別排出などの市民の取組により、原単位（1人1日当たり排出量）が毎年0.5%減少する。	毎年度
事業系ごみ（燃えるごみ）	・ 排出抑制や分別の徹底を促し、事業系一般廃棄物の原単位が毎年0.5%減少する。	毎年度
メタンガス化 （バイオマス資源活用）	・ 燃えるごみのうち、現状1,000t/年を民間メタンガス化施設で処理しているが、搬出量を2,000t/年へ拡大する。	令和9年度～
容器包装プラスチックの 分別収集	・ 「容器包装プラスチック」の拠点回収を新たに開始する（10g/人・日）。 ・ 令和9年度以降は分別収集も開始する（回収量（10g/人・日）は同じ）。	令和8年度～
新ごみ処理施設稼働時の施策 （プラ分別拡大+有料化）	・ 新施設稼働（令和14年度）にあわせ、 ①ごみ処理手数料の有料化を導入（原単位が10%減少） ②プラスチック資源循環法に基づき「製品プラスチック」の分別収集を開始（2.5g/人・日）	令和14年度～

2 設定する指標と数値目標

本計画では、ごみの発生から処理・最終処分に至るまでの状況を総合的に把握するため、7つの指標を設定しています。これらは、一つの数値では捉えきれないごみ処理の現状を、多面的に評価するためのものです。

まず、①総排出量、②1人1日当たり排出量、④1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源を除く）及び⑤事業系ごみ排出量は、ごみの発生動向を示す指標であり、住民・事業者の取組による減量効果を把握する基礎となります。

また、③1人1日当たりごみ焼却量及び⑦最終処分率は焼却施設や最終処分場など中間処理・最終処分施設への負荷を示す指標です。

さらに、⑥リサイクル率は、資源化がどれだけ進んでいるかを把握する代表的な指標です。

これら7つの指標について、基準年度・中間目標年度・最終目標年度の推計値（および基準年度比）を一覧表に整理し、本市が目指すごみ処理の将来像を明確にしています。これにより、計画期間を通じて取組の進捗を継続的に点検し、必要に応じて施策の見直しにつなげていきます。

なお、本計画ではこれらの考え方を踏まえ、以下に示す数値目標の達成を目指します。

表4-3-2 数値目標

項目	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (中間目標年度)	令和17年度 (最終目標年度)
①総排出量	8,436t/年	7,436t/年 【▲11.9%】	6,338t/年 【▲24.9%】
②1人1日当たり排出量	1,085.4g/人・日	1,052.8g/人・日 【▲3.0%】	973.3g/人・日 【▲10.3%】
③1人1日当たりごみ焼却量	792.3g/人・日	602.8g/人・日 【▲23.9%】	502.6g/人・日 【▲36.6%】
④1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源を除く)	675.3g/人・日	645.8g/人・日 【▲4.4%】	575.4g/人・日 【▲14.8%】
⑤事業系ごみ排出量	2,491t/年	2,228t/年 【▲10.6%】	2,018t/年 【▲19.0%】
⑥リサイクル率	23.1%	38.9% 【15.8ポイント】	44.3% 【21.2ポイント】
⑦最終処分率	13.0%	10.6% 【▲2.4ポイント】	10.4% 【▲2.6ポイント】

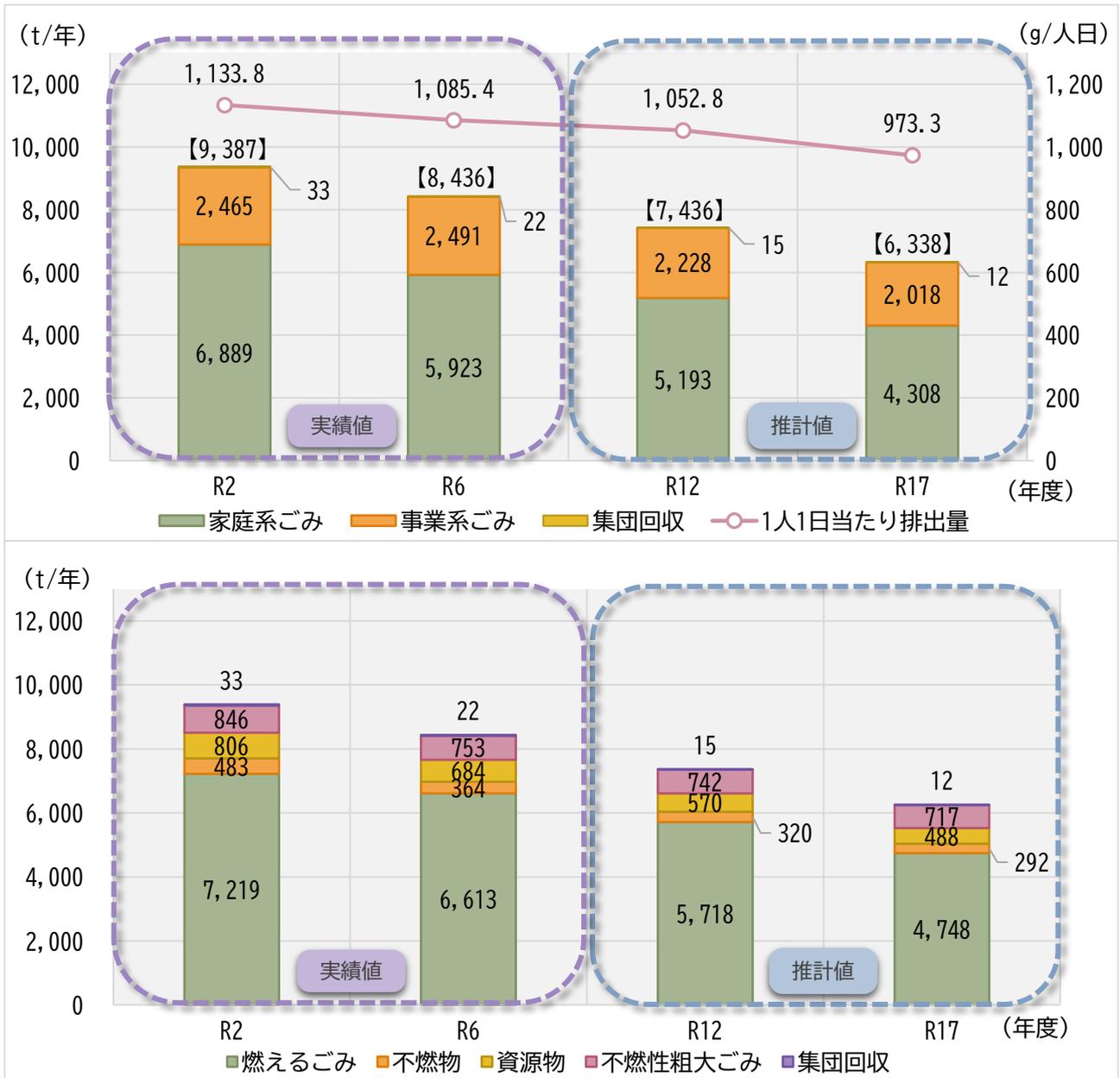
注)【 】内は、基準年度に対する増加または減少の割合を示しています。ただし、リサイクル率及び最終処分率については、基準年度との差を示しています。

第4節 目標達成時の推計

1 ごみ排出量の見込み（目標達成ケース）

目標達成ケース*のごみ排出量は、以下のとおりです。

※目標を達成するため、必要な施策や取組を実施した場合の予測です。



【 】内は総排出量

注) 不燃物はカン類及びビン類の、資源物は紙類、ペットボトル、白色トレイ及び古着類の排出量の合計

図4-4-1 ごみ排出量の推移【目標達成ケース】(上図：排出源別排出量、下図：種類別排出量)

表4-4-1 ごみ排出量の推移（目標達成ケース）

区分	単位	実績値		推計値			
		令和2年度	令和6年度	令和12年度	令和17年度		
人口	人	22,682	21,294	19,348	17,787		
ごみ排出量	総排出量	t/年	9,387	8,436	7,436	6,338	
	家庭系ごみ排出量	t/年	6,889	5,923	5,193	4,308	
	収集量	t/年	6,211	5,295	4,605	3,753	
	燃えるごみ	t/年	5,060	4,340	3,717	2,954	
	カン類	t/年	152	115	102	92	
	ビン類	t/年	249	192	165	148	
	紙類	t/年	664	547	445	374	
	ペットボトル	t/年	38	50	51	49	
	白色トレイ	t/年	0	1	1	1	
	プラスチック類	t/年	0	0	71	81	
	古着類	t/年	19	23	25	25	
	不燃性粗大ごみ	t/年	29	27	28	29	
	可燃性粗大	t/年	0	0	0	0	
	不燃性粗大	t/年	29	27	28	29	
	直接搬入量	t/年	678	628	588	555	
	燃えるごみ	t/年	81	93	83	76	
	カン類	t/年	23	11	10	10	
	ビン類	t/年	21	15	14	14	
	紙類	t/年	51	53	39	32	
	ペットボトル	t/年	0	0	0	0	
	不燃性粗大ごみ	t/年	502	456	442	423	
	可燃性粗大	t/年	228	216	208	198	
	不燃性粗大	t/年	274	240	234	225	
	集団回収量	t/年	33	22	15	12	
	紙類	t/年	28	16	10	7	
	ペットボトル	t/年	5	6	5	5	
	事業系ごみ排出量	t/年	2,465	2,491	2,228	2,018	
	収集量	t/年	2,043	2,174	1,933	1,743	
	燃えるごみ	t/年	1,895	2,041	1,799	1,612	
	カン類	t/年	1	1	1	1	
	ビン類	t/年	23	26	24	23	
	紙類	t/年	3	3	4	3	
	不燃性粗大ごみ	t/年	121	103	105	104	
	可燃性粗大	t/年	121	103	105	104	
	不燃性粗大	t/年	0	0	0	0	
	直接搬入量	t/年	422	317	295	275	
	燃えるごみ	t/年	183	139	119	106	
	カン類	t/年	5	1	1	1	
	ビン類	t/年	9	3	3	3	
	紙類	t/年	31	7	5	4	
	不燃性粗大ごみ	t/年	194	167	167	161	
	可燃性粗大	t/年	101	89	91	89	
	不燃性粗大	t/年	93	78	76	72	
	1人1日当たり	総排出量	g/人・日	1,133.8	1,085.4	1,052.8	973.3
		家庭系ごみ排出量	g/人・日	832.1	762.1	735.3	661.8
		収集量	g/人・日	750.2	681.3	652.0	576.7
		直接搬入量	g/人・日	81.9	80.8	83.3	85.1
家庭系ごみ排出量(資源除く)		g/人・日	738.9	675.3	645.8	575.4	
集団回収量		g/人・日	4.0	2.8	2.1	1.8	
事業系ごみ排出量		g/人・日	297.7	320.5	315.3	309.7	
収集量		g/人・日	246.8	279.7	273.7	267.6	
直接搬入量		g/人・日	51.0	40.8	41.7	42.1	

注) 端数処理しているため、内訳とその合計が一致しないことがあります。

第5節 目標達成のための施策

本計画は、ごみの発生抑制から最終処分までを一体的に捉え、持続可能な循環型社会の構築を目指すため、5つの「計画」で施策を体系的に整理しています。

基本理念	基本目標	計画	施策
人と自然が響き合い、資源を大切に未来へつなぐまち	ごみの発生抑制と資源循環の推進	1 発生・排出抑制及び資源化計画	(1)排出抑制とグリーンライフの推進 (2)生ごみ・資源物の地域循環利用の促進 (3)剪定枝等の資源化の推進 (4)プラスチックごみ削減の推進 (5)燃やすごみの資源化・エネルギー回収の推進 (6)家庭系ごみの有料化と費用の見える化 (7)事業系ごみの費用負担の適正化 (8)市民・事業者への啓発と協働の推進 (9)環境教育の充実と次世代への意識定着 (10)事業者・行政におけるグリーン調達の推進
	環境教育と協働による意識啓発の推進		
	安定的で効率的なごみ処理体制の確立	2 収集・運搬計画	(1)分別収集体制の拡充と効率化 (2)安全・効率的な収集運搬体制の確立 (3)高齢者・障がい者等への排出支援体制の整備
		3 中間処理計画	(1)既存施設の適正維持管理 (2)ごみ処理広域化の推進と連携体制の構築
		4 最終処分計画	(1)最終処分量の削減と資源循環の徹底 (2)最終処分場の安定確保と適正管理
5 その他の計画		(1)災害廃棄物処理体制の整備 (2)感染症流行時の事業継続体制の確保 (3)不法投棄防止と監視体制の強化 (4)適正処理困難物への対応	

1 発生・排出抑制及び資源化計画

(1) 排出抑制とグリーンライフの推進

本市の1人1日当たりごみ排出量は県平均を上回り、発生抑制のさらなる推進が必要です。特に、可燃ごみ中の水分量の多さから、生ごみの水切り不足や食品ロスの発生が課題となっています。

市では、簡易包装の推進、マイバッグの持参、不要な包装の辞退など、過剰包装の抑制に取り組んできました。今後は、地域の小売店等と連携した協力店制度の見える化など、市民・事業者双方の行動変容を促す仕組みを強化します。

また、生ごみの水切り徹底、食品ロス削減など家庭で取り組める行動の普及を進めます。広報誌や公式LINE等を活用し、日常生活の中に取り入れやすい行動をわかりやすく発信し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促します。

家庭内での排出抑制行動は、ごみ質の改善と量の削減の両面に効果があり、継続的に取り組むことが重要です。市は、住民が取り組みやすい環境づくりと効果的な啓発を通じて、排出抑制の定着を図ります。

加えて、近年全国的に増加している充電式電池（リチウムイオン電池）による火災を防止するため、適切な排出方法の周知を強化します。誤った排出により事故が発生しやすいことから、広報誌や公式LINEなどを活用し、排出時の注意点を分かりやすく伝え、安全確保に努めます。

(2) 生ごみ・資源物の地域循環利用の促進

生ごみの減量と地域循環の推進に向けて、生ごみ処理容器の購入補助を継続し、自家堆肥化の普及を進めます。あわせて、市民が自宅で取り組みやすいよう、生ごみの効果的な水切り方法、コンポスト容器の正しい使い方、電動生ごみ処理機のモニターレポート、キエーロの作り方など、実践的な情報をまとめた案内を提供し、家庭での減量行動をより具体的にサポートします。また、食品ロス削減に向けた啓発も一体的に充実させていきます。

直接搬入時に資源化可能な品目が混在している場合は、引き続き分別指導を行い、排出者が迷わず適切に分別できるよう、案内方法の改善に努めます。特に、プラスチック類など新たな資源化対象に関する分別ルールについては、分かりやすい情報提供を強化します。

さらに、市民団体による集団回収や不用品交換会、拠点回収の利用を促し、地域内でのリユース・リサイクルを推進します。令和8年度に開始する容器包装プラスチックの拠点回収とあわせて、段階的に回収方式を拡大し、地域循環型の資源利用の強化を図ります。

あわせて、充電式電池の安全な回収体制を確保するため、回収ルート of 改善や拠点回収の可能性について検討を進めます。リサイクルマーク付き電池の適正処理を確実にを行うため、制度の動向や安全対策を踏まえつつ、地域で安定的に回収できる仕組みの構築を目指します。

(3) 剪定枝等の資源化の推進

市内で発生する剪定枝等については、資源としての有効活用を図るため、焼却処理から資源化への転換を段階的に進めます。市民の利便性や処理効率、コスト面を考慮しながら、以下の取組について検討・導入を進めます。

① チッパーの貸し出しの検討

家庭から発生する剪定枝等の減量と自家処理を促進するため、チッパー（破砕機）の貸し出しに

について検討します。破碎した剪定枝等を庭木の敷材や堆肥原料として活用することで、家庭内での資源循環を促進します。

② 剪定枝等のコンテナ回収の検討

一定期間、特定の場所において、剪定枝等を分別して排出できるコンテナ回収の導入について検討します。通常の可燃ごみとは別ルートで回収することで、効率的な資源化と焼却量の削減を図ります。

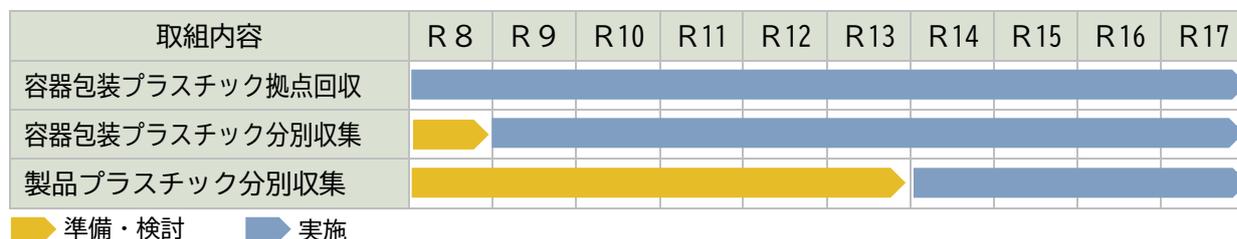
③ リサイクルセンターの機能強化の検討

剪定枝等の受入れ・破碎・一時保管等を行うため、リサイクルセンターの機能強化について検討します。資源化処理の受け皿を整備することで、安定的な剪定枝等のリサイクルの実施につなげます。

(4) プラスチックごみ削減の推進

プラスチック資源循環法を踏まえ、容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの分別収集とリサイクル体制の整備を進めます。令和8年度から拠点回収を開始し、令和9年度からは集積所での分別収集を予定しています。新施設稼働（令和14年度）までに、確実な分別・処理体制を構築します。

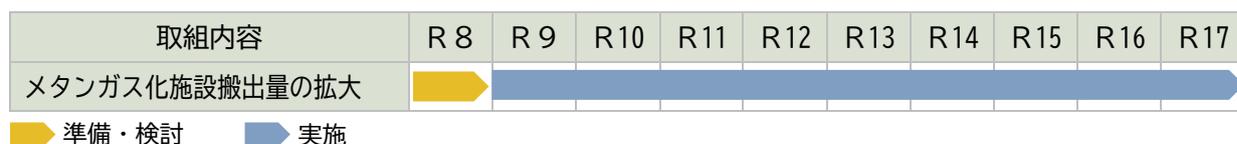
プラスチック資源化は、焼却量・CO₂排出量の削減とともに、広域処理施設の交付金活用でも重要な要件となっています。市民負担とリサイクル効果の両立を図りつつ、効率的でわかりやすい分別方法の検討、制度設計、周知を進め、持続可能なプラスチック資源循環を推進します。



(5) 燃やすごみの資源化・エネルギー回収の推進

焼却中心の処理体系から、資源化とエネルギー回収を組み合わせた多様な処理体系への転換を図ります。燃やすごみの一部を外部のメタンガス化施設へ搬出し、バイオガス発電に活用する取組を推進します。

現在はし尿処理施設からの脱水汚泥を含めて年間約1,000tを搬出していますが、施設受入状況やコスト、環境負荷削減効果を踏まえ、搬出量の拡大を検討します。メタンガス化は、焼却量削減、CO₂排出低減、再生可能エネルギー創出に寄与する重要な取組です。



(6) 家庭系ごみの有料化と費用の見える化

ごみの発生抑制と公平な負担の実現に向け、家庭系ごみの有料化と費用の見える化を一体的に進

めます。広報誌やホームページを活用し、市民1人あたりの処理費用をわかりやすく示す情報提供を強化します。

有料化については、「上野原市ごみ減量化計画」に基づき、手数料設定、徴収方法、収益の用途などを検討しています。まず家庭系ごみの直接搬入手数料の見直しを予定し、令和9年度に指定袋制度を導入、令和14年度の新施設稼働に合わせ本格的な有料化の検討を進めます。

不法投棄や持ち込み増加などの課題を踏まえ、市民説明、防止策、収益活用方針などを丁寧に検討し、段階的で実効性ある制度構築を図ります。

取組内容	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
指定袋制度の導入	準備・検討	実施								
ごみ処理手数料有料化	準備・検討									

▶ 準備・検討 ▶ 実施

(7) 事業系ごみの費用負担の適正化

処理原価との乖離や受益者負担の公平性の観点から、事業系ごみの費用負担の見直しを進めてきました。令和6年度には手数料を10kgあたり60円から240円へ改定し、実費に近づけています。

これにより、事業者の処理責任が明確化され、ごみ減量の促進や域外ごみ流入の抑制にも寄与します。今後は、事業者自らの減量努力を促す仕組みや周知体制を整え、循環型の事業活動が実践される環境づくりを進めます。

(8) 市民・事業者への啓発と協働の推進

ごみの分別・資源化を進めるため、市民・事業者・行政が協働して取り組む体制づくりと、分別ルールの定着に向けた啓発が重要です。

「家庭ごみ・資源物収集予定表」や品目別分別一覧の充実、転入者向け案内、市公式LINE・広報誌による情報発信など、分別の理解促進に向けた取組を継続します。

「ごみ対策推進協議会」を活用し、分別収集の拡大や制度見直し（収集日程・分別区分・指定袋制度等）の検討を進め、協働による施策推進を図ります。

集団回収など地域ぐるみの取組は、市民協働を広げる重要な仕組みとして支援を継続します。

(9) 環境教育の充実と次世代への意識定着

循環型社会を実現するためには、次世代への継続的な環境教育が不可欠です。小学生のクリーンセンター見学、公民館での環境講座、学校への講師派遣など、世代を超えて学べる機会を提供しています。

今後は、学校教育・地域活動との連携を強め、資源循環や環境負荷の低減について学べる出前授業を充実させます。環境配慮行動が将来世代に定着し、地域全体でごみ減量・資源化に取り組む基盤づくりを進めます。

(10) 事業者・行政におけるグリーン調達

行政内部の環境配慮行動として、再生紙や環境負荷の少ない物品の優先購入などグリーン調達を進めてきました。今後は、長寿命化やリサイクル性など製品のライフサイクル全体を踏まえた調達

を推進します。

また、市内事業者や関係団体へも取組を広げ、環境配慮型製品の普及や調達基準の共有を進め、地域全体で持続可能な消費行動の定着を図ります。

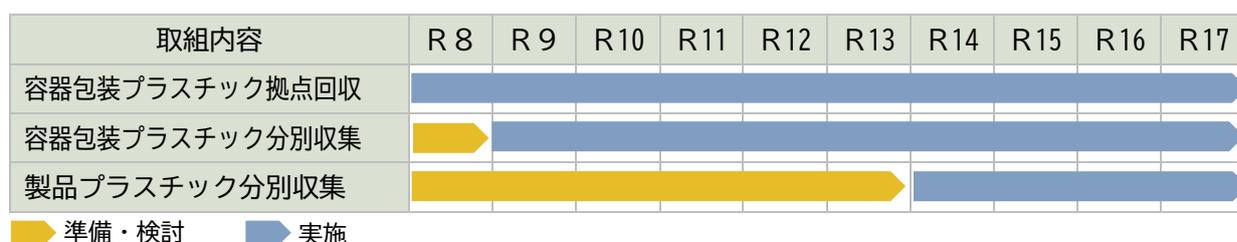
2 収集・運搬計画

(1) 分別収集体制の拡充と効率化

資源物の分別収集を拡充し、市民の利便性向上と広域化への対応を図ります。これまで、ペットボトル集積所回収、雑がみの新規回収、小型家電の宅配回収、生きびん・インクカートリッジの回収などを拡大してきました。

今後は、令和8年度に容器包装プラスチックの拠点回収を実施し、令和9年度には集積所収集を予定しています。また、収集頻度・ルート最適化、ステーション整備支援、分別精度向上の啓発などにより、市民負担を抑えつつ効率化を進めます。

さらに、広域処理への移行も見据え、変化する分別区分に対応した持続可能な収集・運搬体制を構築します。



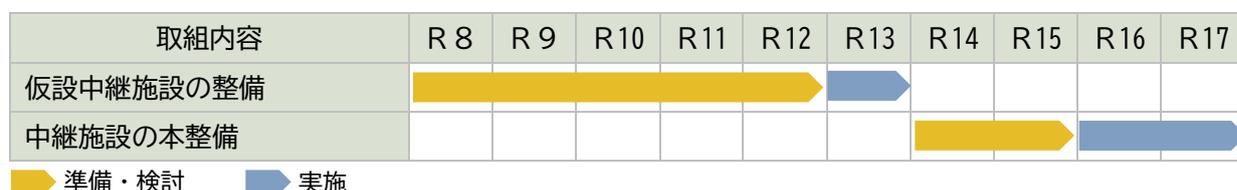
(2) 安全・効率的な収集運搬体制の確立

市では、委託業者による二人一組での収集体制を継続し、事故防止や労働安全の確保に向け、指導・研修を実施しています。

今後は、家庭系ごみ有料化検討や広域化に伴う運搬距離増加に対応し、収集方式・運搬ルート最適化や中継施設整備の必要性を検討します。また、分別区分の見直しやプラスチック資源化の強化など、収集内容の変化に応じた体制再構築にも取り組み、安全で効率的な運搬体制を確立します。

また、市内の事業系ごみについては、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集を行う体制を維持します。将来のごみ排出量の見込みを踏まえると、現時点では既存の収集運搬能力を上回る状況は想定されておらず、引き続き現行の許可業者による対応により、安定的な収集運搬が可能であると考えられます。このため、当面は現在の収集運搬体制の適正な維持・管理を基本とし、新たな許可の付与は想定していません。

なお、リサイクルの促進など循環型社会形成の取組の進展により、収集体制の強化が必要となった場合には、既存の許可業者による増車等により柔軟に対応することとします。



(3) 高齢者・障がい者等への排出支援体制の整備

高齢化の進展により、ごみ出し困難世帯が増加しています。市では福祉部門と連携し、支援の必要性や制度設計を検討してきました。

今後は、対象者の把握方法、支援内容、関係機関との役割分担を具体化し、実効性のある仕組みを構築します。また、地域包括支援センター、民生委員など地域の見守り体制とも連携し、孤立防止や生活支援と併せた適正排出の確保を図ります。

3 中間処理計画

(1) 既存施設の適正維持管理

広域処理施設が令和 14 年度に稼働するまで、市ではクリーンセンターでの焼却・中間処理を継続する必要があります。しかし、稼働から 25 年以上が経過し、設備の老朽化が進んでいます。

今後も、設備の劣化状況を把握し、計画的な補修・更新を進めることで稼働継続を確保します。また、選別設備を活用した資源化も継続し、安定した処理と安全管理を徹底します。

さらに、令和 14 年度以降は広域処理施設への全面移行に合わせ、現クリーンセンターの役割は終了するため、施設の解体に向けた準備を進めます。解体時期や方法については、安全対策や周辺環境への配慮を踏まえつつ、適切に計画し、段階的に実施します。

取組内容	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
クリーンセンターの維持管理	■									
クリーンセンターの解体					■		■			

■ 準備・検討 ■ 実施

(2) ごみ処理広域化の推進と連携体制の構築

富士北麓・東部地域 12 市町村では、県計画に基づき広域処理を推進しています。市は関係自治体と協議を行い、建設事業や事務処理の共同化を進めています。

今後は、令和 14 年度の供用開始に向け、建設進捗管理、運営方式の検討、中継施設整備の可否などを協議します。また、広域化に伴う分別区分の変更や資源化強化について、市民への丁寧な情報提供を行い、円滑な移行を図ります。

取組内容	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
ごみ処理の広域化	■						■			

■ 準備・検討 ■ 実施

4 最終処分計画

(1) 最終処分量の削減と資源循環の徹底

最終処分対象となる焼却灰・不燃物等の削減に向け、分別徹底や資源化を推進してきました。

今後は、家庭系・事業系を含めた排出抑制を強化し、資源化可能物の分別徹底を進めます。さらに、施設更新やリサイクル技術の高度化の動向を踏まえ、より効率的な最終処分量削減を図り、最終処分場の延命につなげます。

(2) 最終処分場の安定確保と適正管理

焼却灰等は、県総合事務組合が管理する「かいのくにエコパーク」を主な処分先とし、民間委託も併用することで安定した処分体制を確保しています。

今後も処分先の確保に努め、適正管理が継続されるよう関係機関と連携を強化します。廃棄物量の増減や制度改正に応じて処分体制を見直し、持続可能な最終処分体制を維持します。

5 その他の計画

(1) 災害廃棄物処理体制の整備

令和5年3月策定の災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場確保、処理工程整理、関係機関との協力体制を整備してきました。

今後は、防災計画との整合を図りつつ、災害廃棄量の推計見直し、体制強化、仮置場候補地情報の更新を行います。さらに、訓練や協議を通じて業務継続性を高め、早期の生活再建につなげます。

(2) 感染症流行時の事業継続体制の確保

感染症流行時は、市民・作業員の安全確保が重要となります。市では国ガイドラインに基づき、排出時の注意点の周知や収集作業員の防護対策を進めてきました。

今後も柔軟な事業継続体制を整備し、作業が滞りなく継続できるよう体制強化を図ります。また、市民への周知を継続し、適切な排出ルールの浸透を図ります。

(3) 不法投棄防止と監視体制の強化

不法投棄防止に向け、看板設置や巡回パトロール、市民・自治会との連携による監視を行ってきました。

今後は、有料化導入に伴うリスク増加を踏まえ、監視カメラの活用や啓発、土地所有者への周知などを強化し、地域全体での防止体制を確立します。

(4) 適正処理困難物への対応

在宅医療廃棄物、特別管理一般廃棄物、ガスボンベ、農薬、タイヤ等については、市では収集せず、専門業者による処理を基本としています。

今後も医療機関・事業者との連携を継続し、適正排出の周知強化を図るとともに、不法投棄防止と安全な処理ルートの確保に努めます。

第5章 計画の推進体制

第1節 計画の公開と周知

本計画は、市民・事業者・行政が共通認識を持ってごみ減量・資源化を進めるための指針であることから、その内容を分かりやすく広く伝えていくことが重要です。

このため、市の広報誌、ホームページ、公式LINEなどを活用して計画の概要や重点施策を周知するとともに、パンフレット等を作成し、地域活動や公共施設で活用できるよう配布します。

また、必要に応じて出前講座や説明会を開催し、市民や事業者が本計画の施策を理解し、日常生活・事業活動に取り入れやすい環境づくりを進めます。

第2節 各主体の役割と連携

ごみは日常生活や経済活動に伴い必ず発生しますが、その発生抑制、適正処理、資源循環を進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で役割を担い、相互に連携しながら取組を進める必要があります。

主体	主な役割
市民	5Rの実践、生ごみの水切りや食品ロス削減、分別排出、集団資源回収への参加など、家庭から発生するごみの減量・資源化に主体的に取り組む。
事業者	製品のライフサイクルを考慮した環境配慮型の事業運営、適切な分別・排出の実施、資源循環に資する取組の推進など。
行政	分別ルールや処理費用等の情報提供、資源化の促進、適正な中間処理・最終処分の実施、災害廃棄物への対応、新施設整備や広域化への調整など、計画の実施主体として全体を統括。

第3節 計画推進の進行管理と評価

本計画を着実に推進するためには、施策の進捗状況や効果を定期的に把握し、適切に点検・評価を行いながら必要な見直しを加えていくことが重要です。

特に本計画では、指定袋制度の導入、ごみ処理手数料の有料化、プラスチック資源化の拡大、広域化対応など、多岐にわたる施策を段階的に実施することから、継続的なマネジメントが不可欠です。

進捗管理は、PDCAサイクルに基づき行います。

Plan（計画）：施策や数値目標、実施スケジュールを設定

Do（実行）：部局横断で施策を実行

Check（評価）：施策の効果や課題を定期的に把握

Act（改善）：点検結果を踏まえ、施策内容や方法を適宜見直し



このプロセスに沿って、毎年度の取組状況を把握し、必要に応じて施策の強化・改善を図りながら、令和14年度の新施設稼働や広域化移行、市全体のごみ減量・資源化に向けた取り組みが確実に進むよう、計画の実効性を高めていきます。

